現 場 説 明 書

工 事 名	国立青少年教育振興機構
	国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事

	国立青少年教育振興機構財務部施設管理課									
課長	課長補佐施設管理課 担当									

- 1 工事名 国立青少年教育振興機構 国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事
- 2 工事場所 新潟県妙高市大字関山6323-2 (国立妙高青少年自然の家構内)
- 3 完成期限 令和5年10月31日(火曜日)

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、〇印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ 適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

- (2) 仮設物の設置等
 - ① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の 承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、別図及び監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

④ 監督職員事務所

・設ける(号)○設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模 (m³)	10内外	20内外	3 5 内 外	6 5 内 外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設 置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

- (7) その他
 - a)工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。
 - b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と 協議の上原状に復するものとする。
 - c)撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等 の処置を講ずること。
 - d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分 協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工事用電力
 - ・電力会社と協議の上引き込む
- ⊙構内より分岐できる

- ③ 工事用電話
 - ・構外より引込む。

○携帯電話にて対応する

- ④ 工事用給水
 - 構外より引込む。 ○構内より分岐できる。 ・さく井する。
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他

工事用電力・工事用給水を所内より分岐する場合は、受注者の負担において電力量計、 量水器を設置し、料金は国立妙高青少年自然の家へ納入する。

.....

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大きさ	種類	組
敷地状況写真	サービス判	カラー	1組
着工前写真	サービス判	カラー	1組
工事写真	サービス判	カラー	1組
完成写真	サービス判	カラー	1組

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向 等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図(発注図)のA3版2つ折り製本を3部 提出すること。

(5) その他

鍵は、各組(一組は同一鍵3本)毎に鍵札(アクリル製)を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱(鍵掛け付き)に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準(以下、「基準」という。) の運用

①基準第3の規定による、

丁重费内訳阳細書

○ 提出する。

提出しない。

工程表提出する。・提出しない。

- ② 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ③ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額 (この額が20万円を越えるときは20万円)に満たないものは損害合計額とみなさないもの とする。
- (2) 契約の保証について

落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。

- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
 - ア 保管金領収証書は、<u>三菱UFJ銀行渋谷支店</u>に契約保証金の金額に相当する金額 の現金を払い込んで交付を受けること。
 - イ 保管金領収証書の宛名の欄には、<u>独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者</u> 山川 寿典と記載するように申し込むこと。
 - ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立 行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
 - エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法 人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機 構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、 超過分を徴収する。
 - オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を 提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債(国債に関する法律の規定により登録された国債を除く)、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前
 - の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払 込済通知書及び契約保証金納付書
 - ア 政府保管有価証券払込済通知書は、<u>三菱UFJ銀行渋谷支店</u>に契約保証金の金額に 相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
 - イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、<u>独立行政法人国立青少年教育振興機構</u> 出納責任者 山川 寿典と記載するように申し込むこと。
 - ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政 法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
 - エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法 人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機 構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、 超過分を徴収する。
 - オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払 渡請求書を提出すること。
- ③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確 実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青 少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形で

- ある場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書
- ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立 行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政 法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興 機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別 途、超過分を徴収する。
- ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払 渡請求書を提出すること。
- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書
 - ア 当該債権に質権を設定し提出すること。
 - イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行 政法人国立青少年教育振興機の指示に従うこと。
 - ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国 立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に 帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過 分を徴収する。
 - エ 受注者は、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から 当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年 教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受け るものとする。
- ⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証 金納付書
 - ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。
 - イ 保証書の宛名の欄には、<u>独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和</u>と記載するように申し込むこと。
 - ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
 - エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
 - カ 保証期間は、工期を含むものとすること。
 - キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとすること。
 - ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の 取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
 - ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた 保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人 国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、<u>独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和</u>から保証書(変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還すること。
- ⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
 - ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
 - イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - ウ 保険証券の宛名の欄には、<u>独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和</u>と 記載するように申し込むこと。
 - エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - カ 保険期間は、工期を含むものとすること。
 - キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国 立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
 - ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保 険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国 立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合 は、別途、超過分を徴収する。
- ⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
 - ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する 保証である。
 - イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、<u>独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長</u> 古川 和と記載するように申し込むこと。
 - ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名 が記載されるように申し込むこと。
 - エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - オ 保証期間は、工期を含むものとすること。
 - カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
 - キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保 証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国 立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合 は、別途、超過分を徴収する。
- (3) 工事請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

(4) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」(昭和52年4月26日中央建設業審議会決定)に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン(第5版)-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」(平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課)により適切な取引をすること。

(5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」(平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知)において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請

代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金(前払金及び中間前払金を含む)は、受注者からの適法な支払請求書に応じて 独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から2回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前金払を請求することができる。

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、<u>建設工事</u>保険契約(共済その他これに準じる機能を有するものを含む。)締結すること。

保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人(リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。)とすること。

4) 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用(解体撤去工事費、 用地費、補償費等をいう。)が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額(免責額)

請負代金額の1000分の5の額(この額が20万円を超えるときは20万円)未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

- イ 水災危険担保特約を付帯すること。
- ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯(請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。) すること。
 - (ア) 対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。
 - (イ)対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。
 - (ウ) 発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。
 - (エ) 分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。
- 9 その他
 - ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、 受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるも のでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。
 - イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議 の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加

え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。

- ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。
- エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1)独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事(以下「発注工事」という)において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者(以下「暴力団員等」という)による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うととともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

(1) 工事実績情報サービス(CORINS)への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス(CORINS)への登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的に実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

- (3) 建設業退職金共済制度について
 - ① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
 - ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
 - ③ 掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注者に提出すること。

(4) 工事成績評定について

この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第 127号)及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和元年10月18日閣議決定)に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領(平成20年1月17日 付け19文科施第370号)による工事成績評定の対象工事である。

(5) ワンデーレスポンスの実施について

本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。

- ① ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その 日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつま でに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「そ の日のうちに」することを含むものとする。
- ② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
- ③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査

し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

- (6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について
 - ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。
 - ② 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- (7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について
 - ①基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
 - ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入 又は仮設工事等が開始されるまでの期間。)。なお、現場施工に着手する日について は、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
 - イ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務 手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事 の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。
 - ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
 - エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
 - ②基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。
 - ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。
- (8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて

本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を認めない。

(9) 特別重点調査を受けた者との契約について

「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成21年3月31日大臣官 房文教施設企画部長通知)に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約 の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10 分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるも のではない。

(10) 引渡し後点検について

受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。

(11) 設計図書の取扱い

本工事の設計図書の取扱いは以下によるものとする。

- ① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。
- ② 目的以外の使用は禁止とすること。
- ③ 図書を複写する場合、その部数は必要最低限とし、複写した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。
- (12) デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るもので

ある。

本工事で受注者がデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という。)とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領(文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官)」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)については、「工事写真撮影要領(文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官)」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2.」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL

「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領(文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官)」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2.」による。

なお、対象工事において、「小黒板情報電子化」と「小黒板を被写体に添えての撮影(従来の方法)」を併用することは差し支えない(例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される)。

③ 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」という。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_degital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

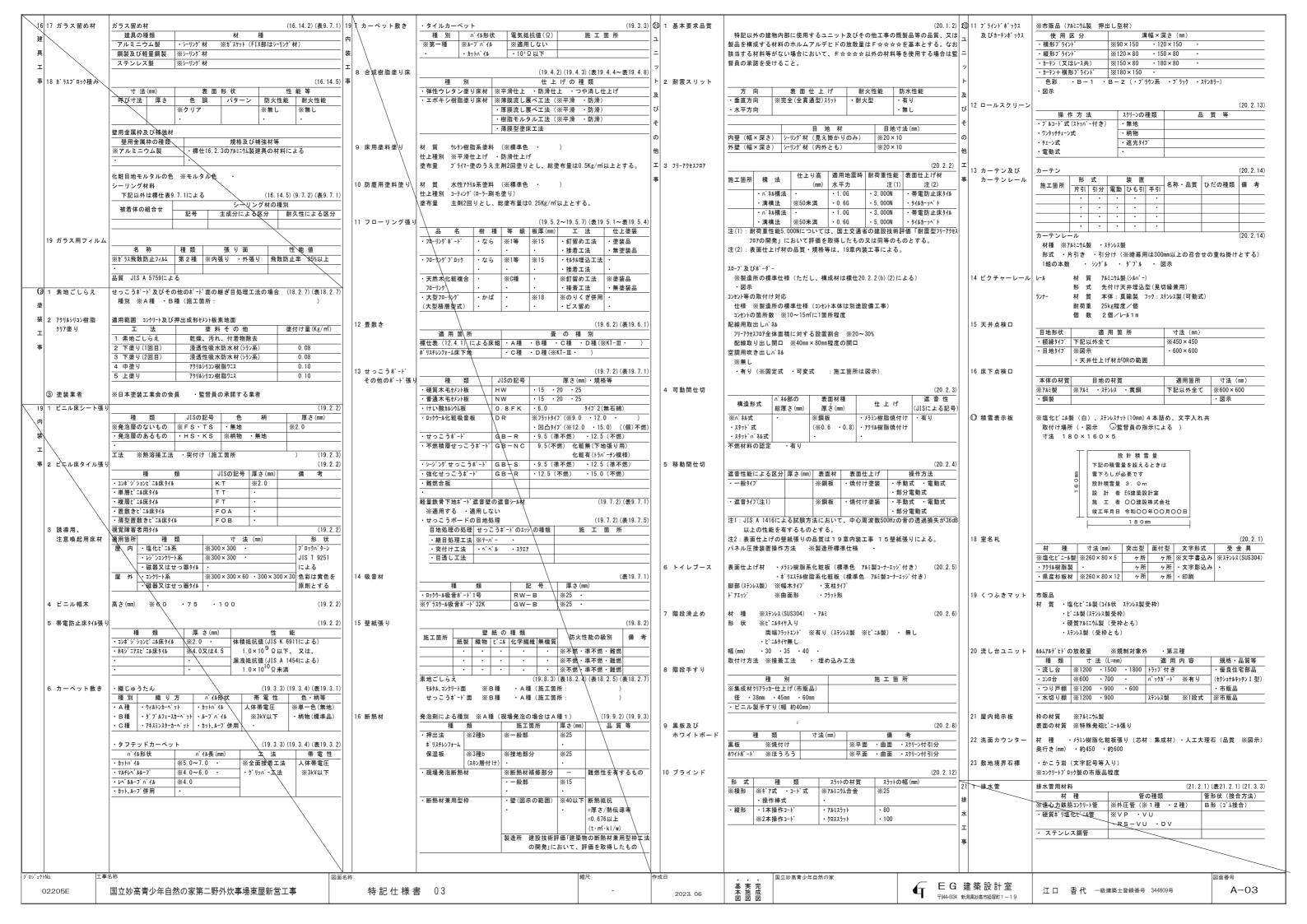
国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事

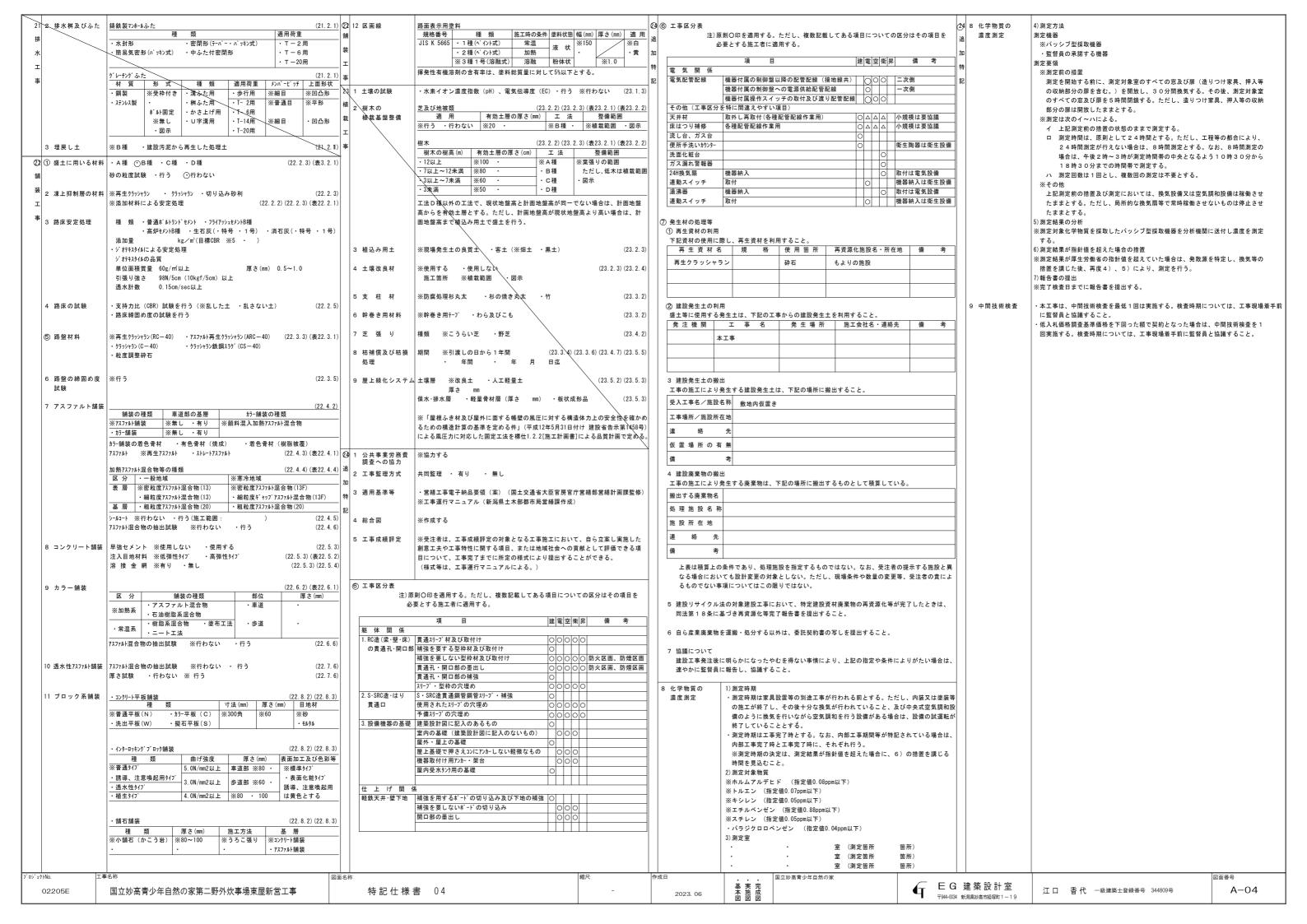
図 面 目 録

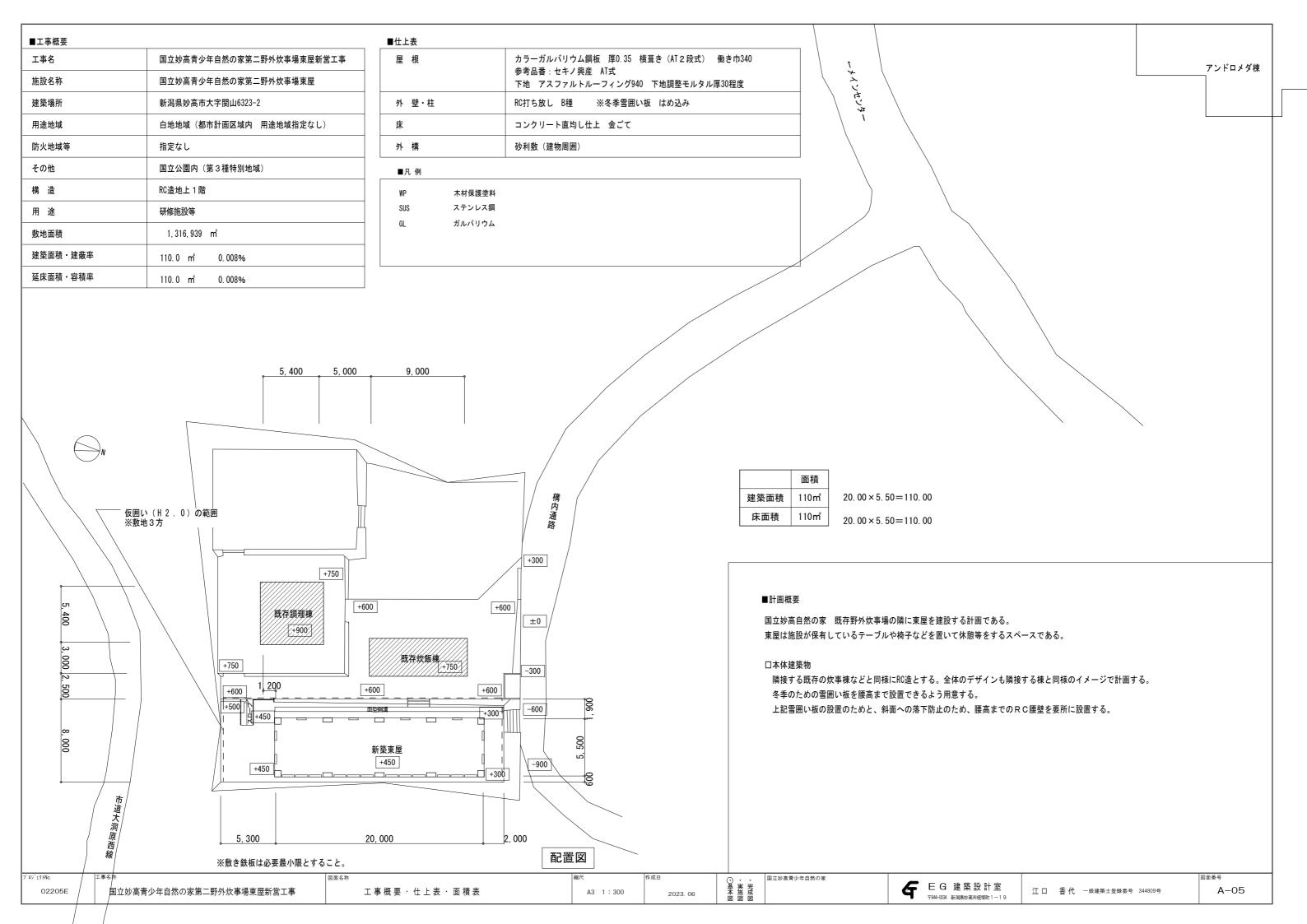
	意匠図 構造図								
図面No.	図面名称	図面No.	図面名称						
01	特記仕様書01	01	構造設計特記仕様 その1						
02	特記仕様書02	02	構造設計特記仕様 その2						
03	特記仕様書03	03	RC構造配筋標準図(1)						
04	特記仕様書04	04	RC構造配筋標準図(2)						
05	工事概要・仕上表・面積表	05	RC構造配筋標準図(3)						
06	案内·配置図	06	各階伏図						
07	平面図	07	軸組図						
08	立断面図	08	断面リスト						
09	屋根伏図・天井伏図								
10	矩計図								
11	平面詳細図								
12	展開図								
13	外構図								

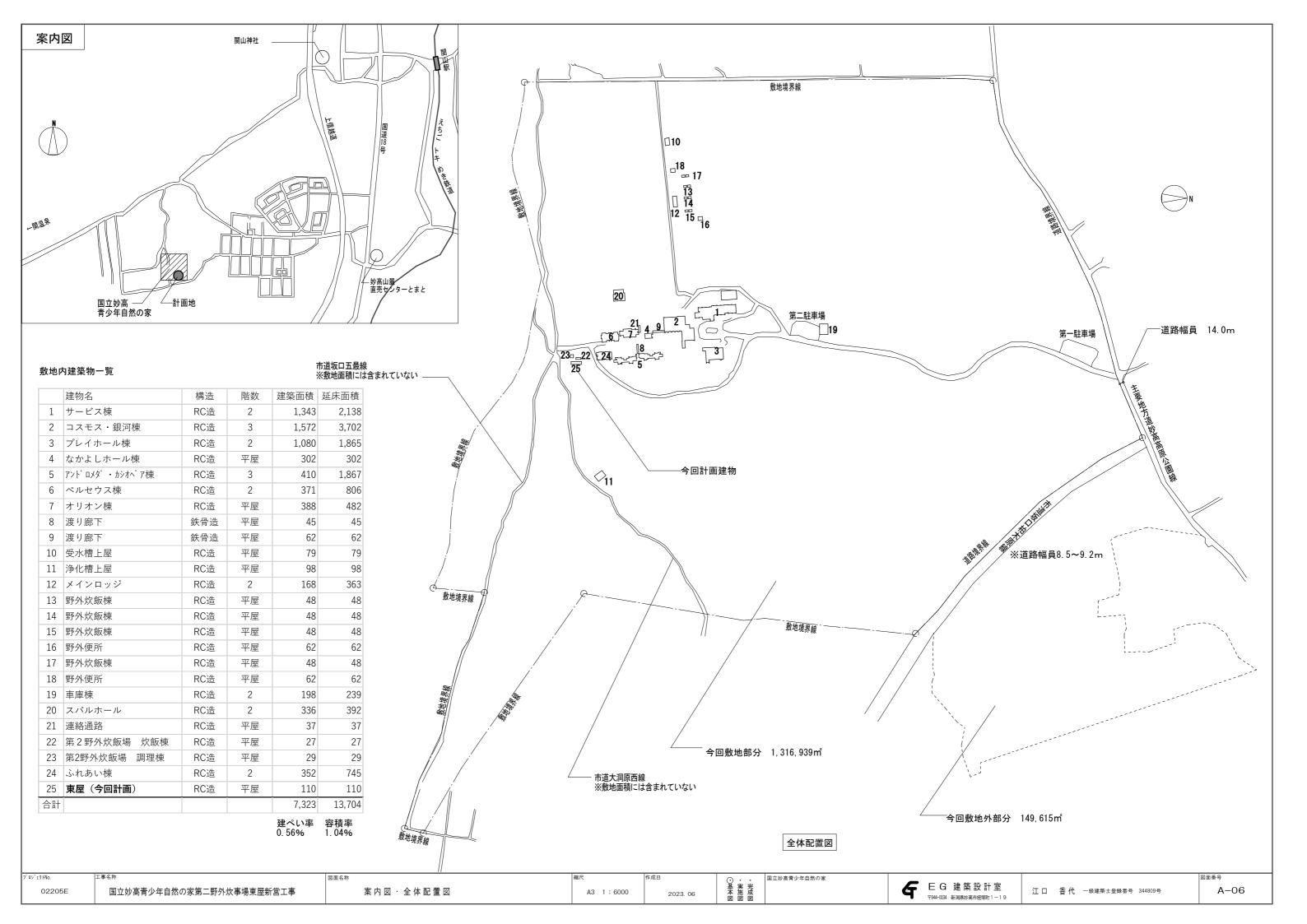
	Ⅱ 特記仕様		②⑤足場	○外部足場は枠組足場とする。(くさび緊結式でも可) (2.2.4)	⑥ ④ 骨材の品質	アルカリシリカ反応性による区分 (6.3.1)(6.5.4)
国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事 令和 5年 6月 (全 21枚)	1. 項目は、番号に 〇 印の付い	いたものを適用する。	(2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイ	, ' , '	※B(※コンクリート中のアルカリ総量Rt=3.0kg/m²以下)
I 工事概要	2. 特記事項は、○印の付いたものではいたものでは、 ②印の付かない場合は、 ※印の付かない場合は、		1= '	ト・ラインの別紙 1 「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2) 手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。	ク ⑤ 混和材料の種別	※混和剤 ・混和材 (6.3.1)(6.3.2)
1. 工事場所 新潟県妙高市大字関山6323-2	○印と※印の付いた場合は、	t、共に適用する。	事 ③ ① 埋戻し及び盛土		ノ ⑥ 無筋コンクリート	ト ※下記のコンクリートは無筋コンクリートとして扱う。 (6.14.1) ・配管埋設用コンクリート ・防水層保護コンクリート ②捨コンクリート
2. 完成期限 令和5年10月31日(火))内の表示番号は、標性の当該項目、当該図または当該表を示す。 -の「各部配銘 参考図」を集す	±	如理土 i	٬ ۲	・配管理設用コングリート ・防水僧保護コングリート ・ 倒落コングリート ・ 裏込めコンクリート
3. 建物概要	4. 製造所名は、五十音順とし	し「株式会社」等の記載は省略する。また()内は製品名を示す。	エ ② 建設発生土の 東 処理	・構内指示の場所 (・敷き均し ・堆積) (3.2.5) ③構外搬出適切処理(指定場所:)		外部に面するコンクリート打放し仕上げ(仕上塗材、塗装等の仕上げを行う場合を
建物名称 東屋	項目	特 記 事 項	, *	・処分地未特定のため、場内仮置きとし契約後変更とする	* 	含む。) の打増し厚さ ※20mm
工種新営	章 ① 工事実績情報の ※請負工 ② 登録	工事費500万円以上の場合は登録する。 (1.1.4)	(4) 1 試験	・試験杭 (4.2.1~4.2.4)		
構造・階数 R1 建築面積(㎡) 110		. ·有(工期 令和 年 月 日) (1.2.1)	/ ¹ / ₁	位置、本数及び寸法 ※図示 ・監督員の指示による ・杭の載荷試験 ・鉛直載荷試験 ・水平載荷試験	の処理	MCR工法又は (15.2.4) (C)による目荒らし工法とする。なお、目荒らし工法
建築其准法	典 共 通 ③ 品質計画等 建築基準	# 準法に基づき指定する条件 (1.2.2)	(業)	試験位置 ※図示 載荷荷重 N/mm²	.	の場合は、モルタルの接着に適した粗面に仕上げる工法を 1.2.2「施工計画」に よる品質計画で定める。また、粗面の状態は、監督員の承諾を受ける。
消防法施行令別表第一の区分	項 ・地区(B区の区分に応じた風速 (Vo (m∕sec)) ⊙ 30 · 32	事	・地盤の載荷試験 ※平板載荷試験 ・ 試験位置 ※図示 載荷荷重 N/mm ²	. '	適用範囲は11章タイル工事 3コンクリート素地面の処理による。
改修面積(㎡)	1 1	表面粗度区分 · I · II · IV	2 既製コンケリート杭地業			コンクリートの増打ち厚さ ※20mm・
備考			1 '	・外数網管付きコンクリートくい (S C 杭) ・ブレストレスト鉄筋コンクリートくい (P R C 杭)	⑨ コンクリート 打放し仕上げ	厚さは合板の厚さとする。 (表6.2.4) 種別 コーン穴の仕上げ面 厚さ 施工箇所
• 市廷口	1 1	王工事に係る監理技術者証を有するもので、次のいずれかの要件を満たす監 術者を専任で配置できること。	1 '		TIMOLES.	・A種 ・面うち ・ 面と同一 ※12mm ・ 15mm
4. 工事種目 ③ 印の付いたものが対象工事種目	1 建	建築工事の施工に関し、10年以上の実務経験を有すること。	1 '	杭径 (mm) 杭長 (m) 及び種別 継手箇所数 長期設計支持力 (kN/本) セット数等 試験杭 位置は図示	. '	○ B種 ・面うち ・面と同一 ※12mm ・15mm ・C種 ・12mm
建物別及び屋外 エ 事 種 別	1 1	- 級建築士又は一級建築施工管理技士の資格取得後4年以上の実務経験を 有すること。				
工事種目 東屋	5 電気保安技術者 ※要() (1.3.3)	ı '	本杭	7 1 鉄骨の製作工場	- 監督員の承諾する製作工場 (7.1.3)
○ 2 仮設工事	○ 発生廿の処理等 2 4 追	 追加特記 7「発生材の処理等」による。 (1.3.8)	ر ا ا		鉄	・建築基準法第77条の45第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機関とし
⊙ 3 ±I事			1 '	施工法 (4.3.3~4.3.5) 個 は空間以及は下注/連絡性性によって相談は下注/目 は対象付換を取け	, 南	て認可を受けた㈱日本鉄骨評価センター又は(株)全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「 グレード」として国土交通大臣から
 4 地業工事 		記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定工法による。	1 '	・特定埋込み杭工法(建築基準法に基づく埋込杭工法とし、杭材料は指定又は 認定条件に適合するもの)	, <u>i</u>	認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場
○ 5 鉄筋工事	□ 図 技 能 士 □ 適用工	(1.5.2) 用工事種別 技能検定の職種	1 '	・セメントミルク工法 支持地盤への掘削深さ ・1.5m程度・ 支持地盤への根入れ深さ ・1 m以上・	\	
6 コンクリート工事7 鉄骨工事	鉄筋工事		4 '	・打込み工法 施工法の種別()	3 鋼 材	鋼材の材質 (7. 2. 1) (表7. 2. 1) 種類の記号 使用箇所 規格等
- 7 数月 1 手 - 8 コンリートプログラ・ALCパネル - 押山成形が公職工	鉄骨工事	事・とび	1 '	水平方向の位置ずれ精度 ・100mm以下 ・ mm以下	. ` '	※JIS規格による
- ・押出成形がが版工事 ○ 9 防水工事	プロック・ALC 防水工事	ALCn ^c ネル工事 ・ブロック建築 ・ALCパネル施工 事 ・アスファルト防水工事作業 ・塗膜防水工事作業	4 '	杭の継手 ※アーク溶接 () ・無溶接継手 () (4.3.6) 杭頭の処理 ※切断しない ・ (4.3.7)	. ``	
• 10 石工事		・合成ゴム系シート防水工事作業 ②シーリング防水工事作業	- I	コンクリートの種別及び設計基準強度 (4.5.3) (表4.5.1)	4 高カボルト	※N4シ7形高力ボルト・JIS形高力ボルト・溶融亜鉛めっき高力ボルト (7.2.2)
11 タイル工事	石工事タイルエ		コンクリート杭地業	業 ()種かつ()N/mm ² 以上		高力ボルト及び普通ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 (7.3.2)
○ 12 木工事 ○ 13 早根平式 1.17 下車	木工事	○ 建築大工	7 1 1	セメントの種類 ※高炉セメントB種 ・ (4.5.3) 帯筋 ※参考2.2④丸形(ロ) ・図示 (4.5.3)		※建築工事監理指針による・図示
○ 13 屋根及びとい工事○ 14 金属工事	屋根及び金属工事	びとい工事 ②建築板金 (内外装板金作業) ・スレート施工 事 ・内装仕上げ施工 (鋼製下地工事作業)		掘削工法 ・アースドリル工法(※安定液使用 ・無水掘削) (4.5.4)	6 開先形状	※鉄骨工事技術指針による ・図示 (7.6.4)
○ 14 金属工事○ 15 左官工事	左官工事	事 ○左官	1	・リパース工法 ・オールケーシング工法(孔内の水張 ※行う ・行わない)	7 スカラップ	※図示による ・監督員の指示による (7.6.7)
· 16 建具工事	建具工事 カーテン・	** ・サッシ施工 ・ ガラス施工 ・ ガラス施工・ンウォール工事 ・カーテンウォール施工(PC) ・サッシ施工 ・ガラス施工	a '	場所打ち鋼管コンクリート杭工法 (4.5.5)	8 溶接部の試験	AOQL %4.0% ·2.0% (7.6.11)
17 カーテンウォール工事	塗装工事	事 ○塗装 (建築塗装作業)	 	・拡底杭工法 (※安定液使用 ・) 孔壁測定 ・行う ・ 行わない (4.5.4~4.5.5)	.	検査水準 ※第 6 水準 ・ 図示 (7. 6. 11) (表 7. 6. 2)
○ 18 塗装工事	内装工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・表装 (壁装作業)	④ 砂利地業	※再生クラッシャラン 切込み砂利及び切込み砕石 (4.6.2)	.	試験の種別 試験箇所 試験方法 ・超音波探傷試験(UI) ※標仕7.6.11(b)による
○ 19 内装工事	植栽工事	+ 48	1 1	施工箇所 ※建物内の土間スラプ及び土間コンクリート下(ピット下を除く) (4.6.5)	.	· 放射線試験 (RT)
② 20 1=9ト及びその他の工事○ 21 は*** 丁事	9 見本施工 ※実施する	iする() (1.5.5)		・図示による (5.2.1)(本5.2.1)	.	・マクロ試験
○ 21 排水工事· 22 舗装工事	10 化学物質の 2 4 追加物	(加特記 8「化学物質の濃度測定」による。 (1.5.9) 	- **^	(5.2.1) (表5.2.1) 種類の記号 呼び径(mm) 備考	9 デッキプレート	
・ 22 舗装 上事・ 23 植栽及び屋上緑化工事	濃度測定	1	- **^	○SD345 D19 D22 異形鉄筋	9 テッキブレート の溶接	・焼抜き栓溶接 ・アークスポット溶接 ・隅肉溶接 ・
23 植栽及び屋上緑化工事プール工事		のものを作成し提出する。なお、作成方法・部数等は監督員の指示による。 :内図及び配置図 ・平面図 ・立面図 ・断面図 (1.7.1~1.7.3)	ر ا الحالا	○SD295A D10 D13 D16 異形鉄筋 	10 耐火被覆	(7. 9. 2~7. 9. 6)
⊙ 電気設備工事	・仕上	:上表・建物の保全に関する説明書(取扱説明書を含む。)	② 鉄筋の継手及び		. '	種 別 所要性能及び適用構造区分・耐火材 ・乾式吹付けロックウール
・ 機械設備工事	1 1	図(A1 部 A3 部)・CADデータ 記図面をCADデータ化し電子媒体にて提出する。作成方法・媒体等は、		継手位置 ※各部配筋参考図による ・図示 定着長さ()	.	吹付け・半乾式吹付けロックウール
·	監督	督員の指示による。	③ 鉄筋の最少かぶり	り 最小かぶり厚さは目地底から算定する (5.3.5) ・耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による	.	・湿式吹付けロックケール・
5. 指定部分	1 1	内図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、矩計図、杭・基礎関係図、 ・伏せ図、各リスト、その他監督員が指示した図面	序。	施 工 箇 所 表5.3.6の値に加える寸法 (mm)	.	· 耐火板張り
		等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものと	()	柱、梁、壁及び庇などの外気に接する打放し面 ※10	.	- 耐火材器 付付 - 5ス張り EM5A塗り
6. 概成工期 · 有 令和 年 月 日(曜日)	する。	1	④ 帯 筋	 	.	
	13 工事完成写真 工事完了行	で後整理のうえ監督員に提出する。 ※提出部数 部	⑤ 最上階柱頭補強	※行う		 ※構造用アンカーボルト(形状、寸法は図示による。) 注・建方用アンカーボルト(・A種 ※B種 ・C種) (表7. \Q. 1)
	1 1	門業者の撮影した外観カラー写真 部提出する。(ネガ共)		一般壁 ※A形 ・B形 ○ 図示 (参考4.4) 耐震壁 ※図示	保持及び理込み工法 12 柱底均しモルタル	
I 共通仕様		: ※キャビネ ・半紙 ・電子データ(200gi/inch)	7 梁貫通孔の補強			/ XX 10.2 (表1.0.2 (表18.3.1) (表18.3.1)
	できる。	施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認 るように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事	形式	・既製品(建築基準法による指定又は認定を受けたもの)		
(1) 文部科学省発注工事請負等契約規則(文部科学省訓令第二十二号)別記第1号の工事請負	写真撮影	[撮影要領(平成28年版)・同解説 工事写真の撮り方 建築編」を参考に、	② 圧接完了後の抜取 試験	取 ※超音波探傷試験 ・引張試験 (5.4.9) B		断面形状及び圧縮強さによる区分 厚さ (mm) 適 用 箇 所
契約基準、現場説明書、図面 17枚及び本特記仕様書 4枚によるほか、下記仕様書	ただし、	計画書を作成して、監督員に提出する。 にし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略で (⑥ ① 普通コンクリートの	7	型 成 加 利	※空洞プロック16
等のうち、〇印の付いたものを適用する。	きる。	00	設計基準強度	設計基準強度 Fc (N/mm²) 施 工 箇 所 スランプ 18 ②2 4 ②柱、梁、スラブ、立上り壁 ③18	4	· 空洞7 · ロック16-W
・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。)		部数 部 加特記 6「工事区分表」による。	10	○ 2 4 ○基礎 ○ 15 □	プト 2 鉄筋の加工及び ッ ^板 組立	※図示・監督員の指示による (8.2.5)
・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。)	悶 取合い		י	○ 18 ○捨てコンクリート ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	クゴ 福立 ・事 A 3 A L C パネル	(8. 4. 2~8. 4. 5) (表8. 4. 2) (表8. 4. 3)
・ 文部科学省建築工事標準仕様書 (特記基準) (令和4年版) (以下「文科仕様書」という。)	F- 1	員事務所 ・10 ・20 ・35 ・65 ・ ㎡程度を設ける。 (2.3.1) 事務所の中に監督員用空間を ㎡程度確保する。		※構造体コンクリート:発注強度=設計基準強度(Fc)+構造体強度補正値(S)	ري ا	種 類 単位荷載(N/m²) 厚さ(mm) 取付け工法種別等 ・外壁パネル ・1180・1960 ・100 ・A種 ・B種
・ 文部科学省建築改修工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科改修仕様書」という。)	プログログラ ・監督員7	『員が使用できる備品として、下記のものを工事期間中現場に用意し、貸与	エ ② レディーミクストコンクリート の類別	※ I 類 ・ I 類 (6.2.1) (表6.2.1)	ا بر	※平パネル 120
· 工事写真撮影要領(令和元年7月)	する。 ・保護	。	事	※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 (6.3.1)(6.13.2)(表6.3.1)	. '	・意匠パネル ・ ・間仕切パネル ・80 ・100 ・C種 ・D種 ・E種
· 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)				・高炉セメントB種(. '	※平パネル ・
· 建築工事標準詳細図(令和4年版)	│ │ 2 工 事 用 水 │構内既存(E存の施設 ※利用できない ・利用できる(※有償 ・無償)	1 1	普通ボルトランドの品質は、JIS R5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンウリートに用いる場合を除く。	. '	・屋根パネル ・980 ・100 ※標仕8.4.8による ・床パネル ・2350 ・3530 ・100 ・150 耐火性能・有り 1時間 ・2時間)
(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。	3 工 事 用 電 力 構内既存(存の施設 ※利用できない ・利用できる(※有償 ・無價)	1 r	水和熟 7 d 352 J/g以下 28 d 402 J/g以下	. '	
なお、電気設備工事の特配仕様書はE-01、E-02による。	┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃	· ・務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。	1 '	28 d 402 J/gt/ h	. '	
	面名称		作成日	国立妙高青少年自然の家		図面番号
02205E 国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事	特記仕様書 01	-		基実完 C d d	建築設計室	江口 香代 —級建築土登錄番号 344809号 A-01
	19 se		EUEst. Vio	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	B県妙高市経塚町1−19	

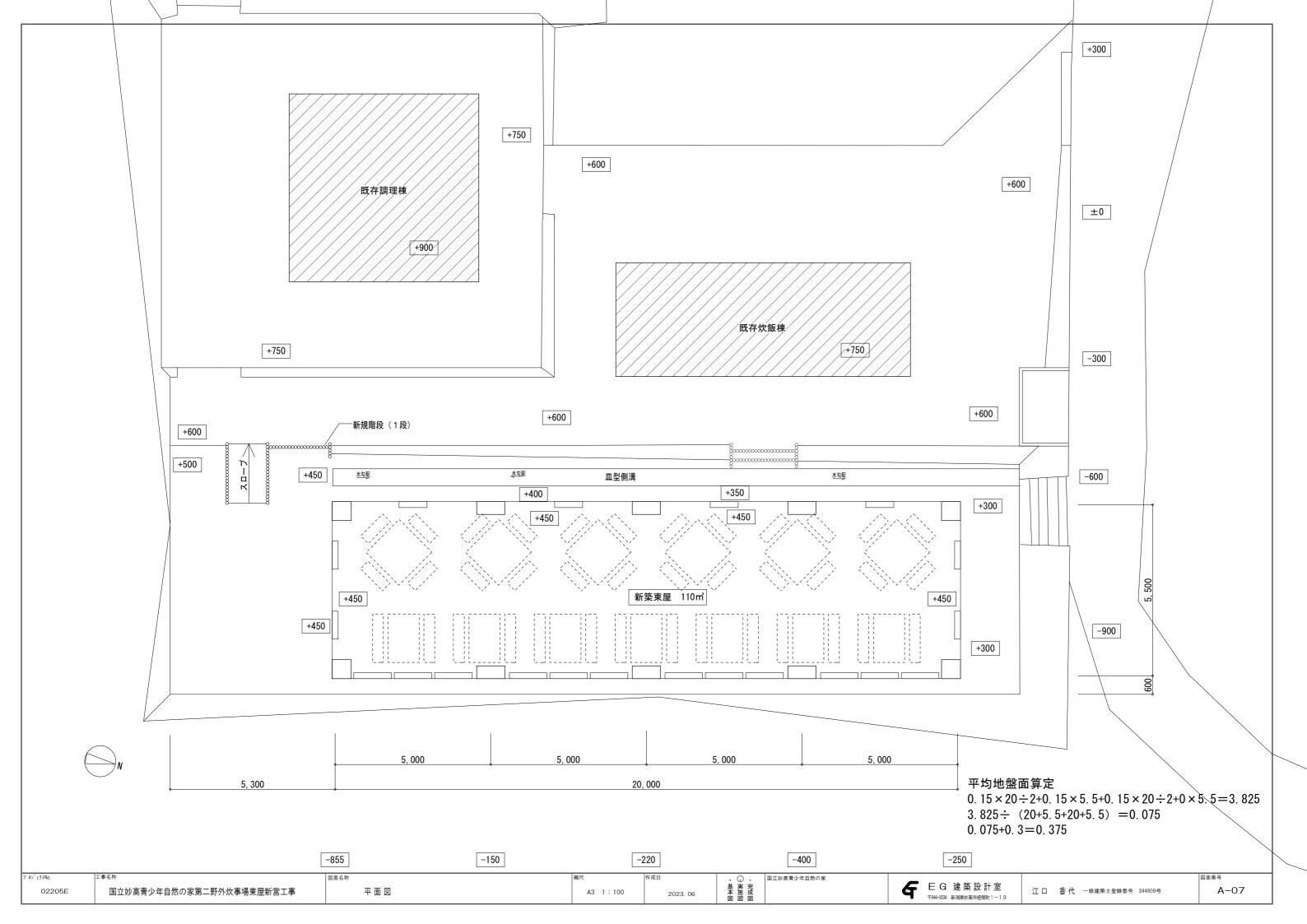
8 4 HILL P TK KAN 1 FE	(0 E 9 0 E 4) /±0 E 1) /±0 E 0	はないまりませ	内装タイル ・接着剤張り・改良積上げ張り (11.2.7)(表11.2.3)	14 6 金属成形板張り	(14.6.9) (=14.9.1)	M C C 49 \$1 7\$ B	鋼板類の厚さ (1枚の戸の有効間口幅950mm又は有効高さ2,400mmを超える場合)
コ押 会出 (ECP)	(8.5.2~8.5.4) (表8.5.1) (表8.5.2、 施工箇所 表面形状 厚さ(mm) 幅(mm) 工法 耐火性能) 2 壁ダイル張り工法	内装ダイル ・接着削張り・改良横上げ張り (11.2.7)(表11.2.3) 外装タイル ・接着削張り・密着張り・改良積上げ張り・改良圧着張り・マスク張り		(14.6.2)(表14.2.1) 形 状 製法 材種 寸法(mm) 厚さ(mm) 表面処理 色合い	\b	
リ形した	・ <u> 外壁</u>		下地モルタル塗り ※標仕15.2.2~15.2.5		・スパンドレル形 ・押出し ※アルミニウム製 ・B-1種 無着色	壁 を含む)	区 分 使用箇所 厚さ(mm)
ブンロト	・デーザー(42/n [*] 本ル ・ 無し ・ 無し ・ 無し	ル	タイルの試験張り ※行わない ・行う (※外装タイル ・)	馬	- □-ル - □-ル - □ - □ - □ - □ - □ - □ - □ - □ -	具 \	窓 枠類 外部の下枠、水切り板 2.3 出入口 枠類 外部に面するスイングドアの建具 2.3
ッ板 ク:	・間仕切壁 ※75ットバネル ・B種 ※無し	- エ 3 コンクリート素地		1	· 1777	I	戸 中骨 2.3
A L C	パネル ・デザインパネル ・ 6種 ・ 有り()	事面の処理	施工範囲 ※ 図示	事	伸縮調整継手 ※設けない ・設ける (施工箇所は図示) (14.6.3)	事 \	(上表によるほか、建具製作所の仕様による性能など資料を提出し、
パ ネ	· 9111^* -211* 411	4 陶磁器質タイル 型枠先付け工法	(11.4.2) (11.4.3) (表11.4.1) 適用タイル 種 別 タイル型枠先付面のせき板	7 7ルミニウム製笠木	オープン形式アルミニウム製笠木の種類 (14.7.2~3)(表14.2.1)(表14.7.1)		監督員の承諾を受ける。) ・図示
	(9.2.2)(9.2.3)(表9.2.3)~(表9.2.9)		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		種 類 呼称内厚(mm) 表面処理及び色合い 固定間隔・方法 1.5以上 ※A-1又はB-1種(無着色) 建築基準法に基づき指定す	7 鋼製軽量建具	簡易気密型ドアセットの性能の適用 (16.5.2)
防	種別施工箇所	-	・二丁掛タイル ・目地桝工法 タイル先付け用パネル		100D 1.00D 1	(標準型鋼製軽量	
小	· A I – 1	-	・大形タイル・桟木法・		- 300形 1.8以上 ・ブラック	建具を含む)	
	· A I - 2	- ①2 ① 樹 種	・標仕表12.2.3による (12.2.1)		・350形 2.0以上 ・ステンカラー コーナー部及び突当たり部等の役物は笠木本体製造所の仕様による。	8 ステンレス製建具	簡易気密型ドアセットの性能の適用 (16.4.2)(表16.4.3)
車	• D – 2	木	○標仕表12.2.3によるほか、樹種のうち杉は「県産材」を使用する ・代用樹種を適用しない箇所 ()	8 手すり及び	(14.2.1) (14.8.2~3) (表14.2.2)		・適用する(適用箇所は建具表による)
_ I _ I _	· B I – 2		・ひのき (12.2.1)	タラップ	種類 材料の種別 表面処理	\	外部に面する建具の耐風圧性 (16.6.2) (表16.2.1) ・S-4 ・S-5 ・S-6
	アスファルト ※3種 断熱工法の断熱材 厚さ(mm) ※25・ (9.2.2)	事 2 集 成 材	品 名 規格・品質 芯材の樹種 化粧単板の樹種		・手すり ※ステンレスsus304 ※H L 程度 ・鏡面程度 ・	\	表面仕上げ ※HL仕上げ ・鏡面仕上げ (16.6.4)
	材質 屋根保護防水断熱工法 ※JIS A 9521押出法ボリスチレンフォーム3種bA(スキン層付) 又は、		※集成材 ※一般材 ※たも・なら・しおじ ・造作用集成材 ※1等・2等 ・		・鉄 亜鉛めっき 外部 ※C種・内部 ※E種・		曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ (16.6.5)
	JIS A 9511押出法ボリスチレンフォーム保温板3種b(スキン層付)		・ 化粧ばり造作用集成材 ※ 1 等・ 2 等 ・		・タラップ ※ステンレスsus304 ※研磨なし ・	9 木製建具	かまち戸の樹種 かまち () 鏡板 () (16.7.2)
	材質 露出防水断熱工法 ※JIS A 9521硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号又は JIS A 9511A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号若しくは2号		・化粧ばり構造用集成材 ※1等・2等・		・鉄 亜鉛めっき 内外部 ※C種 ・		ふすまの上張り ※新鳥の子又はピニル紙程度 ・鳥の子 (表16.7.3) ふすまの縁の仕上げ ・塗り縁 ・生地縁 (表16.7.9)
	乾式保護材の材料 (9.2.2)		-	下表以外は標仕表6.2.5及び標仕15.3.2による (表6.2.5)(15.3.1)(15.3.2)	10 建具用金物	マスターキー ※製作する (本) ・製作しない (16.8.4)
	種 類 寸法(mm):厚さ×幅 適 用	- - 3 防腐・防蟻処理	・処理が不要な樹種による製材及び集成材 (12.3.1)	直均し仕上げ	施 工 箇 所 平たんさ(mm) 備 考	10 建共用亚物	鍵札数量 ・錠前1組に2枚とする ・錠前1組に 枚とする
	・押出成形ながト板 ※ I 類 ※ 1 5 × ※無石綿に限る	- 3 财满 - 网络处理	・加圧式 (性能区分 ・K 2 ・K 3 ・K 4) (12.3.1)	官			かぎ箱 市販品 形式 ・30組用 ・60組用 ・120組用
-	(窯業系パネル) ・Ⅱ類 ・ × ・金属複合板 ※12 ×	-	(適用箇所 ・図示)	エ 2 仕上塗材仕上げ	(15. 5. 2) (表15. 5. 1)	11 自動ド7開閉装置	(16. 9. 2) (16. 9. 3) (表16. 9. 3)
2 改質アスファルト	(9. 3. 2) (9. 3. 3) (表9. 3. 1) ~ (表9. 3. 3)	5	・現場塗布 標仕12.3.1(3)による (12.3.1) (適用箇所 ・ 図示)	事	種類呼び名 仕上げの形状等		開閉方法センサーの種類
シート防水	種 別 施 工 箇 所		(週用箇所 ・凶示) 防腐・防蟻処理は、JIS K 1571に適合する表面処理用木材保存剤又はこれらと		・薄付け仕上塗材 ・外装薄塗材 E ※砂壁状 ・着色骨材砂壁状 ・内装薄塗材 W 砂壁状じゅらく		※スライデーシャゲト・フ ・マットスイッチ ・電子マットスイッチ ・タッチスイッチ ※光線スイッチ ・ ・ 音波スイッチ ・ へ ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *
	•		同等の木材保存材とし、種類び品質等が確認できる資料を監督員に提出し		・複層仕上塗材 ・複層塗材 C E ・ゆず肌 ・凸部処理 ※凹凸状		- 押しポタンスイッテ ・ 多機能便所スイッチ
	·	- 4 防虫処理	承諾を受ける。 ・行う (適用範囲 ・図示) (12.3.2)		・複層塗材 E 耐候性 ※3種 ・2種 ・1種		凍結防止措置 ※ 行わない ・ 行う () (16.9.3)
3 合成高分子系	(9.4.2) (9.4.3) (表9.4.1) (表9.4.2)	2			・複層塗材RE 上塗材 ・防水形複層塗材E 溶媒 ※水系 ・溶剤系	12 自閉式上吊り	※適用する(適用建具及び適用位置は図示による) (16.10.1)
ルーフィング・シート防水	種 別 厚 さ 施 工 箇 所 仕上塗料塗り 使用分類 ・ シルバー ・ シルバー ・ 非歩行	. ① ① 長尺金属板葺	(13. 2. 2) (13. 2. 3) (表13. 2. 1)		・防水形復居堂村ヒ 洛県 ※水糸 ・洛削糸 ・防水形複居塗材RS 樹脂 ※アウリル系 ・	引戸装置	Here I Table 1
-	· カラー ・軽歩行	屋	屋根葺形式 長尺金属板の種類 板厚(mm) ※塗装溶融55%7ルミニウム亜鉛合金めっき鋼板 ※0.4		・ ポリウレタン系	13 重量シャッター	外部に面するシャッターの耐風圧強度 () N/㎡ (16.11.2) 開閉機能 ※上部電動式 (手動併用) ・上部手動式 (16.11.2) (表16.11.1)
	P C コンクリート部材下地 (9.4.4)) 根	○横葺き ※坐表洛底33%7% 1/% 1/4 単鉛音並 8/3 つき 訓板 ※ 0.4 4 ・フッ素樹脂鋼板 ⊙ 0.35		・ 外観 ※つやあり ・つやなし ・ ・ メタリック		- 般重量シャッターのシャッターケース ※設ける ・ 設けない (16.11.2)
	目地処理(接着工法) ※図示 入隅部の増張り(S-F1、SI-F1工法の場合) ※行わない ・行う(幅 mm程度)	及 75			防水形は増塗を行う。	14 軽量シャッター	開閉形式 ※手動式 ·上部電動式 (手動併用) (16.12.2)
4 塗膜防水	(9. 5. 2) (9. 5. 3) (\$\frac{1}{8}\$9. 5. 1) (\frac{1}{8}\$9. 5. 2)	2 折 板 葺	(13. 3. 2) (13. 3. 3) (表13. 2. 1)		防火材料の指定 ※屋内の壁、天井の仕上げ材は防火材料とする。 (15.5.2)		外部に面するシャッターの耐風圧強度 () N/m (16.12.2)
-	種別 施工箇所 備考	้เ	形 式 ※重ね形 ・はぜ締め形 ・かん合形 形状 (mm) 山高(162) 山ピッチ(500) 板厚 ※ 0.6 ・ 0.8	3 しっくい塗り	※施工箇所		スラット
	・ X - 1 仕上塗料塗り		材料 ※塗装溶融55%7ルミニウム亜鉛合金めっき鋼板		室名 部位		・
-	· X - 2 ・シルバー ・カラー	事	(規格等) ・				鋼板又は鋼帯 ・ 0.6 ・ オーパーラッヒ ング 形
-			軒先面戸板 ※有り ・無し		※左官業者 新潟県左官業協同組合(平成26年12月31日に解散した新潟県左官同業会を含む。		- 塗装溶融55%7ルミニウル-亜鉛 合金めっき鋼板及び鋼帯 ・ 1.0
 	種別 X - 1 の脱気装置				利用係を目外間の機能という。 以下、同様。)の組合員が、新潟県左官業協同組合主催の「漆喰塗り技能者資格 講習会」の修了者立ち会いのもとで施工すること。ただし、これによることが		12.11 - 6.27 (1.11)
	設ける 材質 ※製造所標準仕様・ 設置数量 ※製造所指定数量・ ㎡当たり1箇所	3 & い			できない場合は、理由及び施工者を明らかにした書面を提出し、監督員の承諾を		ガイドレール等 ※鋼板製 ・ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm) (表16.12.2) シャッターケース 厚さ (mm) ・0.4 \ ・0.8 ・ (表16.12.2)
	以上が主 小気を川頂ルが主 HIコルフ・1回川		** SUS304 ** S		受けて施工するものとする。 ※材料、下地、調合、塗り厚、工程及び工法	15 オーハ・ーヘット・ト・ア	(16.13.2) (16.13.3)
⑤ シーリング	下表以外は標仕表9.7.1による。 (9.7.2) (表9.7.1)	2	鋼管製といの防露 ※ 標仕表13.5.5による 福除口 ・有り ・無し	1.6 1 見本の製作等	「既調合しっくい塗り標準仕様書」(新潟県土木部都市局営繕課)による。 ・見本の製作 (建具番号) (16.1.4)	10 4 71 371 17	セクション材料 開閉方式 収納形式 ガイドレール
-	施工箇所 シーリング材の種類(配号) 屋根・雷囲い板ガードレールまわり MS-2	14 1 あと施工アンカー			・特殊な建具の仮組等(建具番号		※スチールタイプ ※バランス式 ・スタンダード形 ※溶融亜鉛メッキ鋼板
		- の引抜き耐力試験		2 防犯建物部品	※適用する(適用部品及び適用位置は図示による) (16.1.6)		・アルミニウムタイプ ・チューン式 ・ローヘッド形 ・ステンレス鋼板 (SUS304) ・ファイバーグラスタイプ ・電動式 ・ハイリフト形
	接着性試験 (9.7.5) ※簡易接着性試験 ・引張接着性試験(施工部位)	2 ステンレスの表面 属 仕上げ	(14.2.1) 種類 施工箇所	3 7//ミニウム製建具	外部に面する建具の性能等級等 (16.2.2) (16.2.4) (表16.2.1)		- パーチカル形
	※商勿依有注訊級・引張依有注訊級(施工即位) ただし試験成績書を監督員に提出し、承諾を得た場合は試験を省略できる		性 類 心 エ 回 ガ	_	種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み(mm) 施工箇所 ・ A種 S-4 ※A-3 ※W-4 ※70		耐風圧性能による区分 ・50 ・75 100 ・125 (16.13.2)
6 防水の保証等	※防水工事は、新潟県防水工事業協同組合員の施工とし、受注者は新潟県防水工事		· No 2 B程度	₱	※B種 S-5 · · ·	16 ガラス	下記以外は、建具表による (16.14.2)
	業協同組合と連名の保証書を提出する。ただし、県が認めた場合は、組合員外の	事	・鏡面仕上げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		· C種 S-6 A-4 W-5 100		・合わせガラス
-	施工とすることができる。この場合は、受注者と施工者との連名の保証書とする 工 法 種 別 施 工 箇 所 保 証 期 間	-			表面処理 (16.2.4) (表14.2.1) 施工箇所 種 別 色 合 い 等		特性による種類 ※ Ⅱ-1類 ・強化ガラス
-	工法 施工箇所 休証期间 · 工法 10年間	- 3 アルミニウム及び	(14. 2. 2) (表14. 2. 1)		We L B M		材料板が ラスによる種類 特性による種類
-	· 工法 10年間	- アルミニウム合金 - の表面処理	種 別 色合い 施 工 箇 所 ・B-1種 無着色		・B-2種 標準色 (※プラウン系 ・プラック ・ステンカラー)		・フロート強化ガラス 皿類(曲面は 類)
	· 工法 1 0 年間	_	- B - 2種 ・プラウン系		内部建具 ※ C-1種又はB-1種 無着色		· 型板ガラス
	石の品質 (10.2.1) 床用石材 ※2等品・1等品(施工場所))	7, 25,45		Win 建具 W C - 1 程 X は B - 1 程 無有 E 無有 E		・熟線吸収板ガラス
4	床用石材 ※ 2 等品 ・ 1 等品 (施工場所) 壁及びその他の石材 ※ 1 等品 ・ 2 等品 (施工場所)		· \(\lambda \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau \ta	4 樹脂製建具	外部に面する建具の性能等級 (16.3.2)(16.3.4)(表16.3.1)		材料板が ラスによる種類 色調
T	石の種類・表面仕上げ (10.2.1)(表10.2.1)(表10.2.2)	_			種別 耐風圧性 気密性 水密性 施工箇所		- 熱線吸収70-ト板ガラス - 熱線吸収網入り磨き板ガラス
事	施工箇所 種 類 産地・名称 厚さ(mm) 仕上げの種類	- 4 鉄鋼の亜鉛めっき -	(14. 2. 3) (表14. 2. 2) 表面処理法 種 別 施 工 箇 所		- A種 S-4 - B種 S-5 A-4 W-4		
-		-	表面処理法		・B惺 S-5 A-4 W-5 W-5		・複層ガラス
-		-	溶融亜鉛めっき ・B種(板厚3.2mm以上)		外部に面する建具の遮音性能等級 (16.3.2) (表16.3.2)		品 質 断熱性、日射遮へい性による区分 ・断熱複層が 5 7 ※ U 3 - 1 ・ U 3 - 2
	種石の種類 ※大理石 · (10.2.1) 表面仕上げ ※本磨き · (表10.2.2)		· C種 (板厚1.6mm以上)		種別 性能等級 施工箇所		・日射熱遮へい複層が ラス ・E4 ・E5
	公田は上り		電気亜鉛めっき・E種		・T - A種 T - 1 ・T - B種 1 - 2 適用箇所は建具表による		\$5 60 C 54 4C 12 = 7
3 床及び階段の石張り 5			·F種				・熟線反射板ガラス 品 質 反射皮膜面 材料板がうスの種類 映像調整
	屋内のワックス掛け ・ 行う (40_1.5)	5 軽景鉄骨玉井下地	屋外の場合の形式及び寸法 (14.4.3)(表14.4.2)		外部に面する建具の断熱性能等級 (16.3.2)(表16.3.3) 種別 性能等級 熱費流率(W/(㎡・K) 施工箇所		※熟線反射ガラス ※内面・外面・・フロート板ガラス ※行わない
11 1 陶磁器質タイル 2)	産外の場合の形式及び寸法 (14. 4. 3) (表 14. 4. 2) ※下記以外は、標仕14. 4. 3及び表 14. 4. 2による		・H - A種 H - 4 2.9以下 適用箇所は		・高性能熱線反射がラス ・内面 ・熱線吸収フロート板がラス (行う
9	施工場所 ・用 途 (mm) あり なし 施釉 無釉 あり なし 標準 特注	-	下地材の間隔 (㎜)		・H − B 種 H − 5 2.33以下 建具表による		・強化がうス・倍強度がうス
1	- ・	-	野稼受、吊りボルト、インサート		· H − C種		ID 28 /\$ // / /
ル **		-	中央部 周辺部 -1 700		ガラス ※複層ガラス ・単板ガラス ・三重ガラス (16.3.3) 表面色 標準色 (※ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー) (16.3.4)		・倍強度ガラス
<u>-</u>		-			水切り ※図示 (16.3.5)		材料板が ラスによる種類の名称 色 調※フェート倍強度が ラス
-		-	ただし、建築基準法に基づき指定する条件により、定まる風圧力に対応した	5 網 戸	防虫網 (16.2.3)		・熟線吸収倍強度が ラス ・グレー・ブルー・プロンズ・
-]	工法を、標仕1.2.2[施工計画書]による品質計画で定める。		網の種別 ※合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス(SUS316)製 形 式 ・外部可動式 ・ 固定式 ・ 図示		
-	佐来畑に犯載された布口夕年は D近の20年1年14 Dのの4 キャワクットで	-	ふところが 3 mを超える場合の補強 ※図示 (14.4.4)	6 鋼製建具	簡易気密型ドアセットの性能の適用 (16.4.2) (表16.4.1)		\
1 12	備考欄に記載された商品名等は、品質の程度を示すための参考商品名である。				※適用する(適用箇所は建具表による) ・適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 (16.4.2)(表16.2.1)		
	役物:標準的な曲がり(小口・標準・二丁・展風)の役物は一体反形とする			で さ む/	/ ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	I.
1	役物:標準的な曲がり(小口、標準、二丁、屏風)の役物は一体成形とする タイルの見本焼き ※ 行わない ・ 行う(※外装タイル ・				· S-4 · S-5 · S-6		
1	タイルの見本焼き ※ 行わない ・ 行う(※外装タイル ・		縮尺 作	成日	■ 国立妙高青少年自然の家		図面番号
19 19 No. 工事名称	タイルの見本焼き ※ 行わない ・ 行う(※外装タイル ・	 		成日 2023. 06	□ 国立妙高青少年自然の家 基 集 族 虎 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	主築設計室 場場物高市経験町1-19	図面番号 江口 香代 -級建築士登録番号 344809号 A-O2

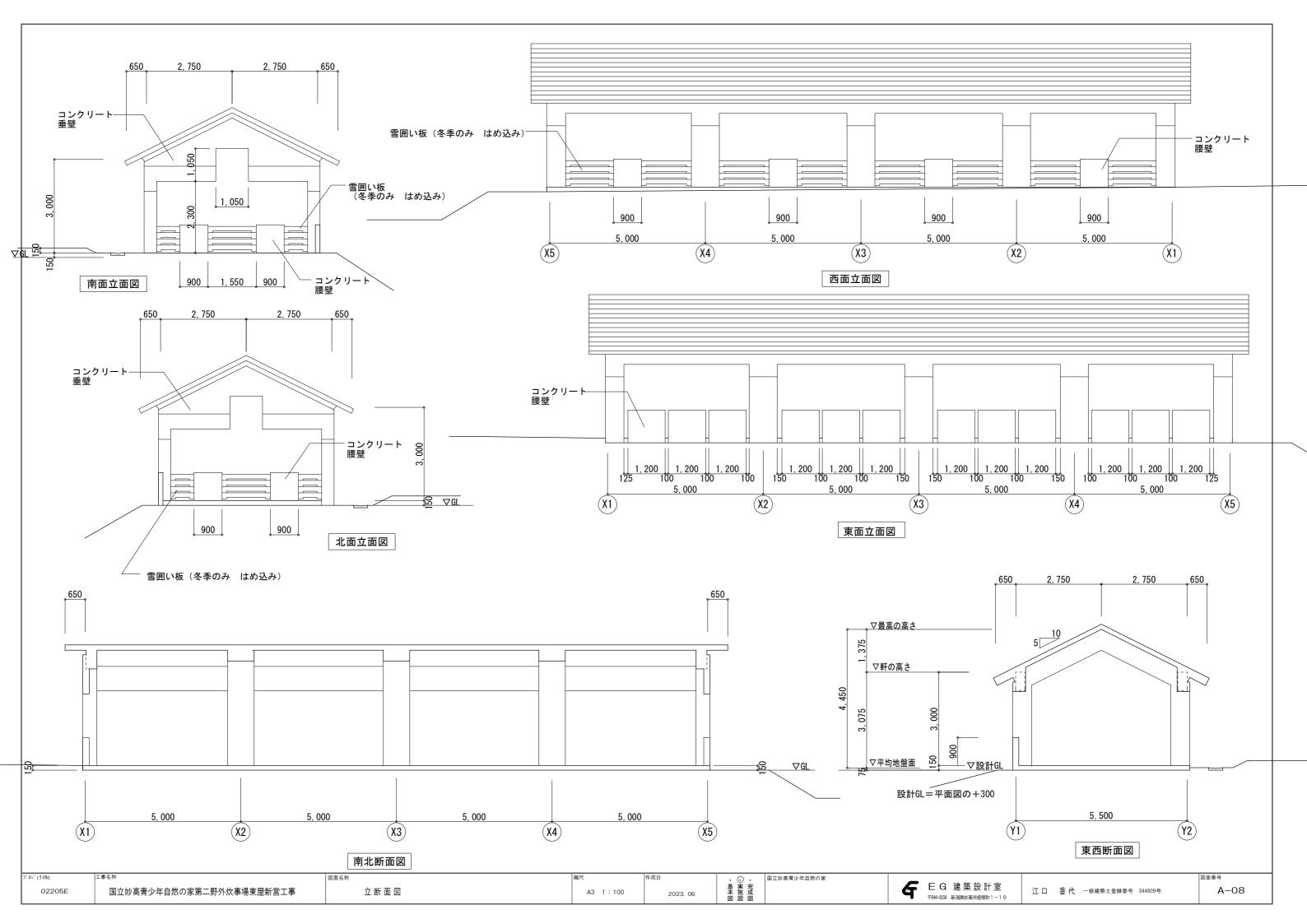


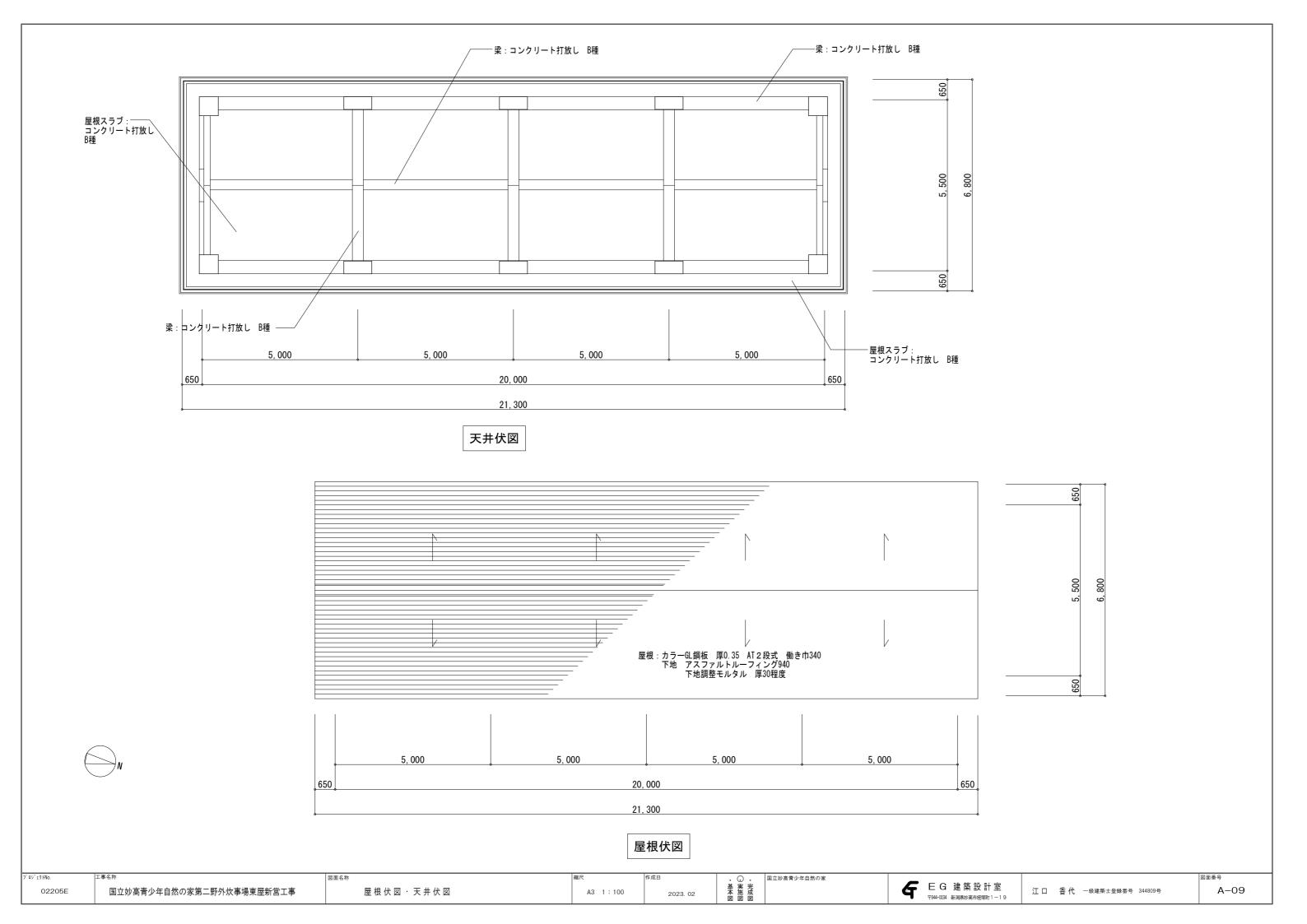


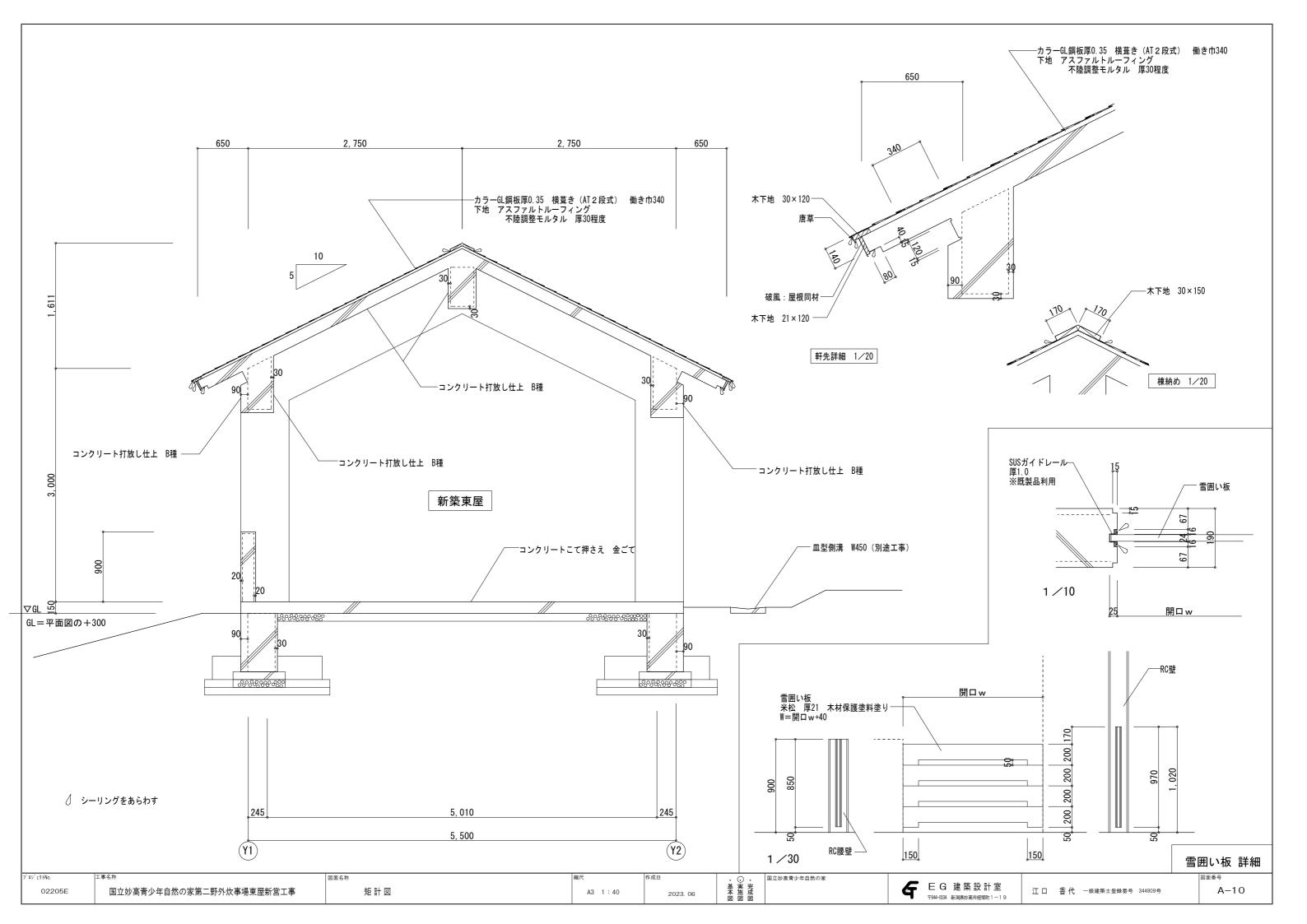


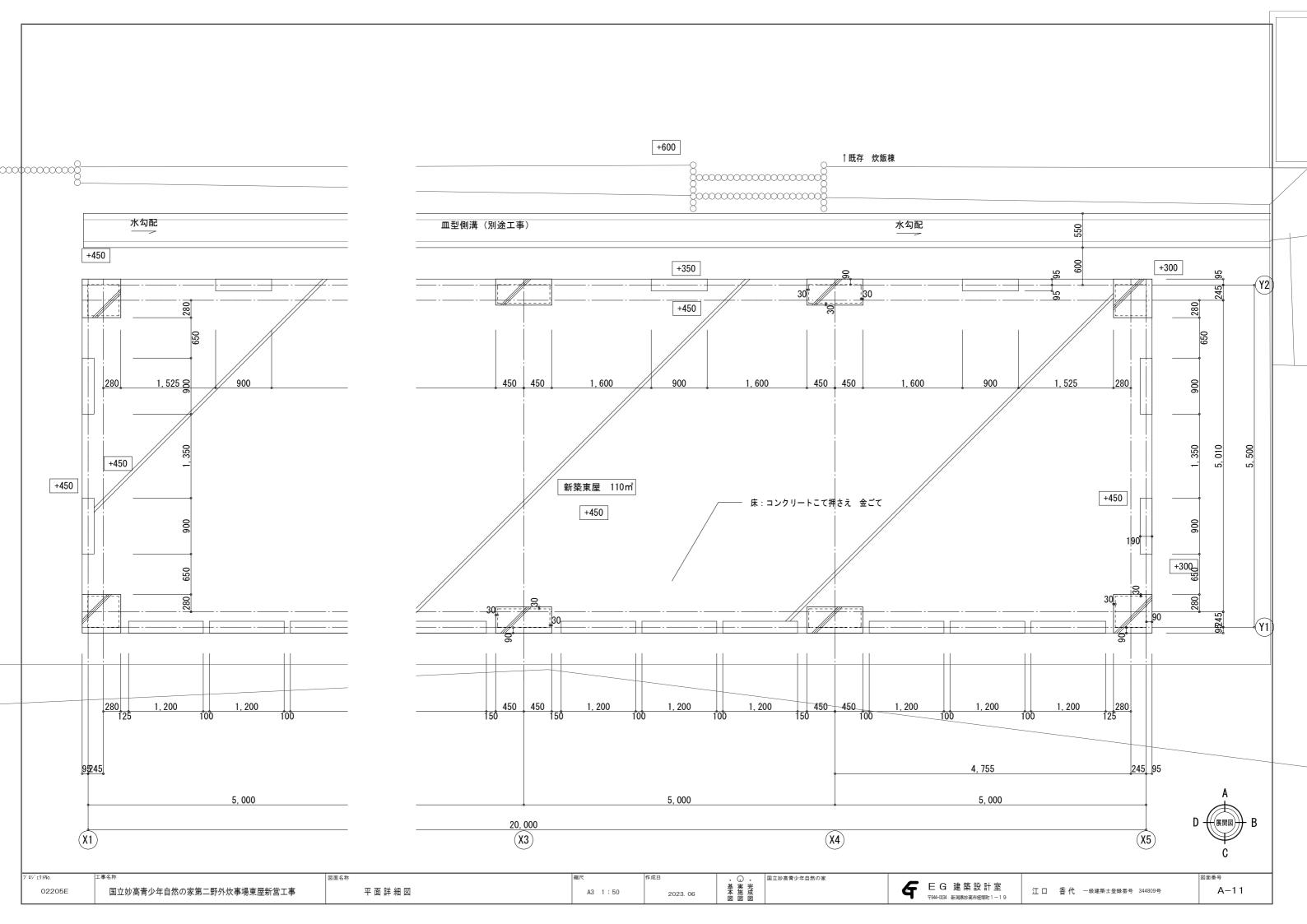


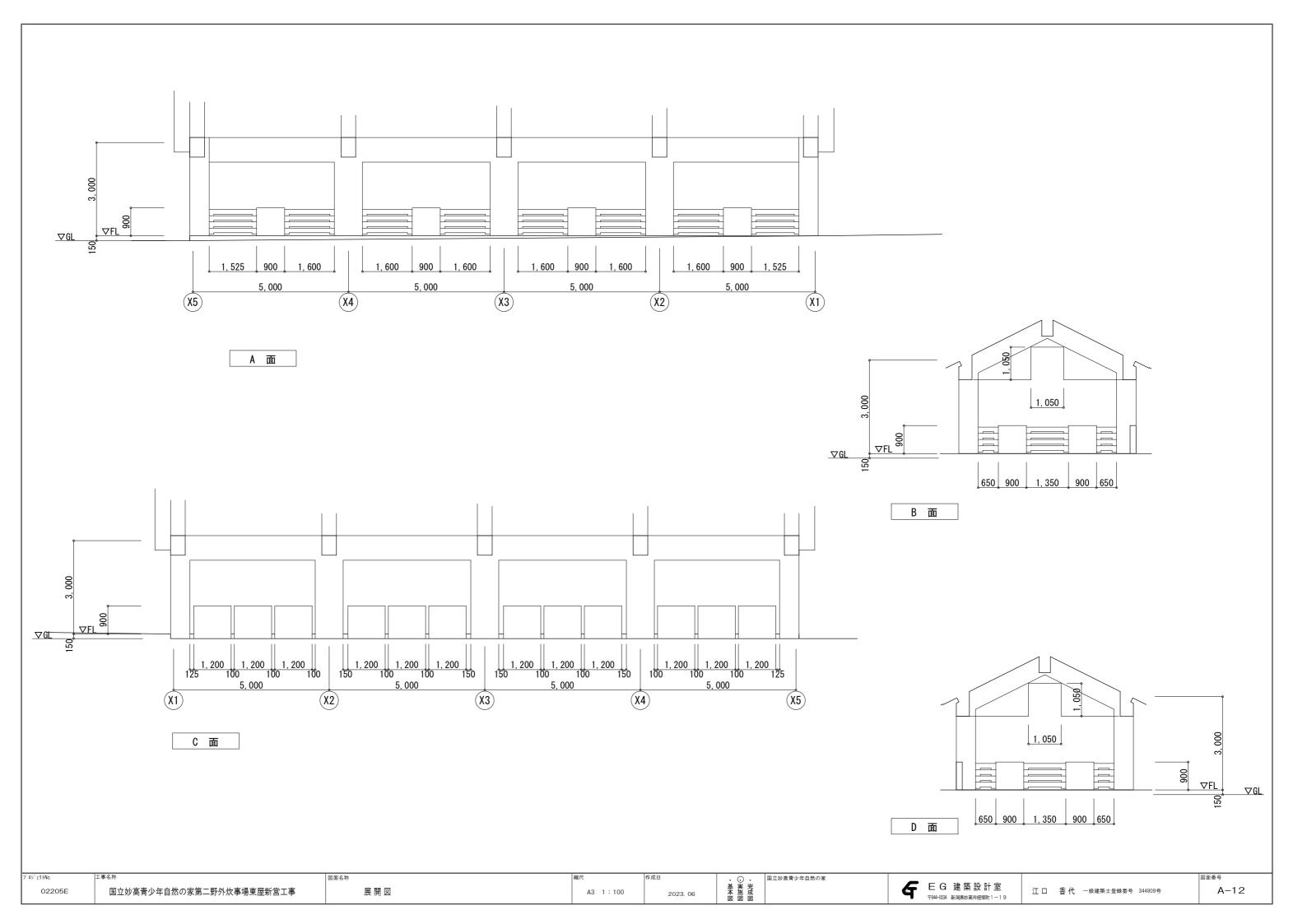


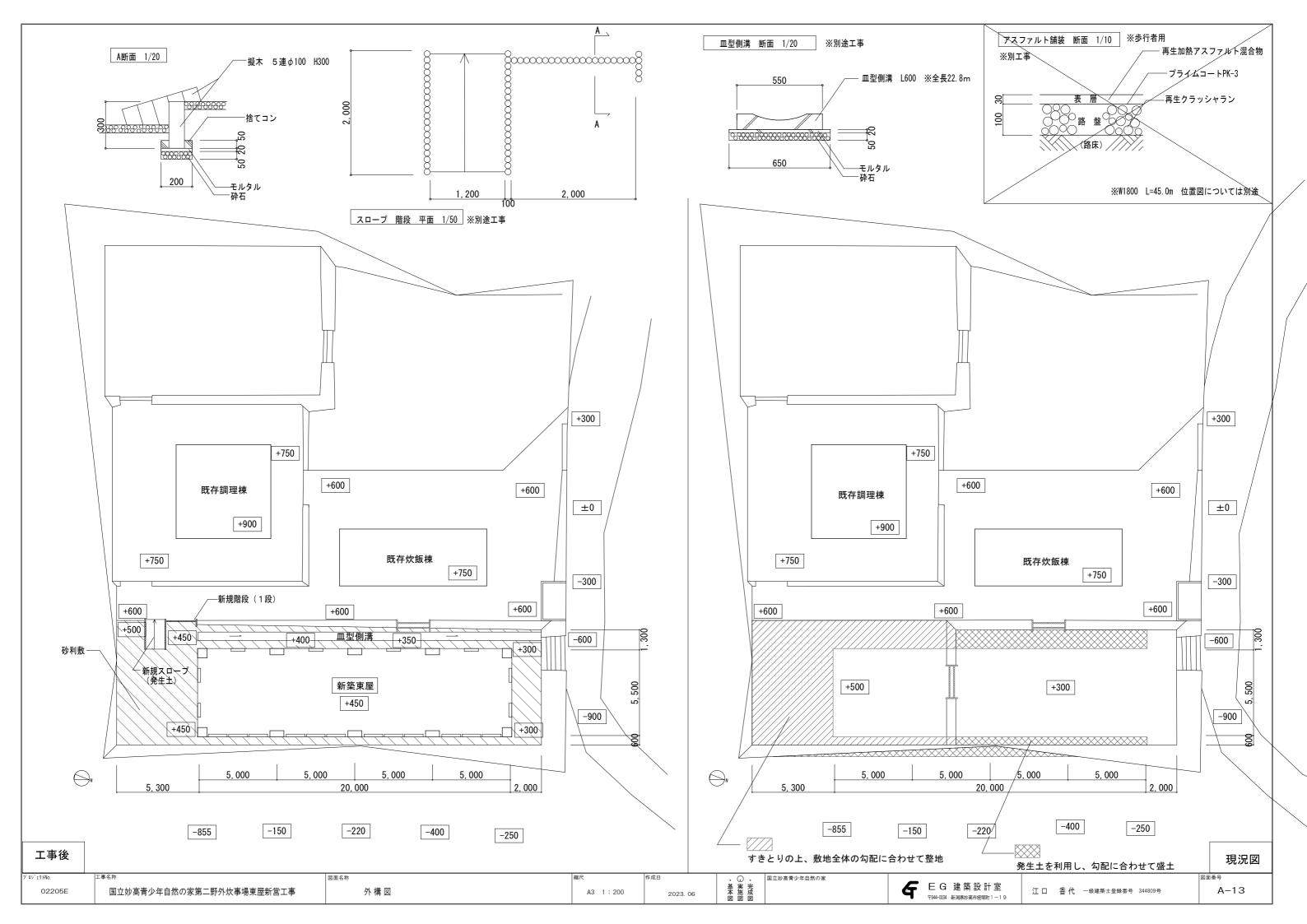












検査率又は検査数

工場自主検査 第三者受入検査 工事監理者

% 個

% 個

% 個 (

% 個 (

% 個

(都知事登録

個 (

※平成12年建設省告示

第1464号第二号による

基づき必要となる建築

物の場合に実施する

(目視及び計測)

) (注) 東京都の要綱に

(フォースター F☆☆☆☆)

% 個

% 個

% 個

個

6. 鉄骨工事 (施工方法等計画書)

超音波探傷検査

内質 口硬さ試験

登 上) □示温塗料塗布

マクロ試験・その他

外観検査(※)

新構造設計特記仕様 その1 ・修正箇所は下線を引くこと 適用は ■ 印を記入する。 (1) 地盤調査資料と調査計画 (1) 鉄骨工事は指示のない限り下記による □有 (□敷地内 □近隣) ■無 (調査計画 ■有 □無) □ 日本建築学会「JASS6 2018年版」「鉄骨精度検査基準」「鉄骨工事技術指針」 1. 本仕様の適用範囲 3. 使用建築材料表・使用構造材料一覧表 □ 一社)日本鋼構造協会「建築鉄骨工事施工指針」 調 査 項 目 資料有り調査計画 調査項目 資料有り調査計画 調査項目 資料有り調査計画 □ 鉄骨製作管理技術者登録機構「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」 (1) コンクリート(レディーミクストコンクリート JIS Q 1001, JIS Q 1011, JIS A 5308 ボーリング調査 静的貫入試験 標準貫入試験 (1) 本什様の適用範囲 2) 工事監理者の承認を必要とするもの 水平地盤反力係数の測定 土質試験 物理探查 本特記仕様および配筋標準図は、設計基準強度が 18 N/mm²以上 60 N/mm²以下の □製作工場 □製作要領書 □工作図 □施工計画書 □認定工場 (大臣認定 S H M R J グレード) 試験堀(支持層の確認) 平板載荷試験 液状化判定 コンクリートと、JIS G 3112に規定するSD295、SD345、SD390およびSD490の鉄筋 強度補正値 スウェーデン式サウンディング 〇 現場诱水試験 PS検層 24 18 コンクリート用棒鋼を用いる高さが 60 m 以下の鉄筋コンクリート浩. 鉄骨浩等建築物の □材料規格証明書※、または試験成績書 設計及び工事に適用する。 口鋼材 口高力ボルト 口特殊ボルト ※調査は監理者立会いのもと行い、その後の施工については監理者と協議する。 (2) 仕様書等の優先順位 ※一社)日本鋼構造協会「建築構造用鋼材の品質証明ガイドライン」の規格証明方法、またはミルシート。 口柱 口染 口壁口架 口壁口 注)上記表中の資料が有るもの、調査計画が有るものに〇を記入する。 □社内検査表 設計図書および仕様書の優先順位は以下による。 (3) 工事監理者が行う検査項目 ①特記仕様 (2) ボーリング標準貫入値、土質構成(基礎・杭の位置を明記すること) (■印以外の項目の検査結果については、工事監理者に報告すること) □現寸検査 □組立・開先検査 □製品検査 □建方検査 ②設計図(伏図、軸組図、部材リスト、詳細図など) |深 | 土 質 | N 標準貫入試験 ③標準図 (鉄筋コンクリート構造配筋標準図など) (4)接合部の溶接は下記によること ④建築工事標準仕様書・同解説(日本建築学会)等 □ 平成12年建設省告示第1464号第二号 イ. □ 基礎 ■基礎 ■地中梁 24 24 15 □ 鉄骨造等の建築物の工事に関する東京都取扱要綱 〇位置図 2. 建築物の構造内容 □ 日本建築学会「溶接工作規準、同解説 I、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅷ、Ⅷ、区」 18 ※本仕様適用タ □ 日本建築学会「鉄骨工事技術指針 工事現場施工編」 (1) 建築場所 捨てコンクリート ※本仕様適用外 (5)接合部の検査 ■ポルトランドセメント(■普通 □中庸熱 □低熱 □ 新潟県妙高市大字闡川 6323-2 セメントの種類 □ 溶接部の検査(検査結果は工事監理者に報告すること) (2) 工事種別 検 査 箇 所 検 査 方 法 ■新築 口改築 □増築 □ 山砂 □ 砕砂 □ 細骨材の種類 (3)構造設計一級建築士の関与 □必要 ■必要としない 粗骨材の種類 ■ 砂利 □ 砕石 □ 口完全溶込み溶接部 外観検査(※) ■ 水道水 □ 地下水 □ 工業用水 □ (突合せ溶接) □ 法第20条第二号(□RC造高さ 20 m超 □S造 4 階建以上 □木造高さ 13 m超 □その他) 構造体コンクリート強度を 材齢(■28日 □56日 □91日 □ 保証する材齢 巻生(□標準 ■現場水中 □現場封かん ○支持地盤、地層及び深さに 185 kg/m³ 以下 □ 175 kg/m³ 以下 □ 単位水量 第二屋外炊事場事屋 地下 階 地上 1階 塔屋 階 ついてのコメント 単位セメント量 ■ 270 kg/m³ 以上 □ 地下 階 地上 階 塔屋 階 ■ AE減水剤 □ 高性能減水剤 □ 混和剤 地下 階 地上 階 塔屋 階 第三者検査機関名 (5) 構造種別 空気量 □ 3.0 % 第三者検査機関とは、建築主、工事監理者又は工事施工者が、受入れ検査を代行させるために自ら契約した ■ 0.3 kg/m³ 以下 □ 架構特徵等 構造種別 該当階等 検査会社をいう。 口 50 % 以下 ■鉄筋コンクリート造 (RC) 基礎 1 階~ R 階 □免震建物 水セメント比 ■ 65 % 以下 注1) 現場溶接部については原則として第三者検査機関による全数検査とし、外観検査、超音波探傷検査を100%行うこと □鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC) 階~ 階 □制震建物 (2) コンクリートブロック (□ JIS A 5406) 注2) 知事が定めた重大な不具合が発生した場合は、是正前に対応策を建築主事等に報告すること □鉄骨造 階~ 階 □塔状建物 □ A種 □ B種 □ C種 厚 □ 100 □ 120 □ 150 □ 190 使用箇所(□ □ 高カボルトの検査(検査結果は後日工事監理者に報告すること) ○沂陸データの調査地番と 軸力導入試験 □ 要 □ 否 高力ボルトすべり係数試験 □ 要 □ 否 (3)鉄 筋 設計地番とは約 mの距離がある □ 一次締め後にマーキングを行い、二次締め後そのずれを見て、共回り等の異常が無いことを確認する 種 類 使用径mm 使用筒所 備考 □ トルシア形高カボルトは二次締め後、マーキングのずれとピンテールの破断を確認する。 ■ SD295 ■重ね継手 〇備考(土質試験の内容等) (6)主要用途 D16以下 ■ SD345 D19以上 ■ガス圧接継手 (6) 防錆塗装 □事務所 □共同住宅 □病院 □店舗 □倉庫 ■研修施設等□ 異形鉄筋 □ SD390 □溶接継手 ロ 防錆塗装の範囲は、高力ボルト接合の摩擦面及びコンクリートで被覆される以外の部分とする。錆止め (7)屋上付属物 (JIS G 3112) □ SD490 □機械式継手 ペイントは、□JIS K 5621、□JIS K 5625、□JIS K 5674、□ □キュービクル kN □高架水槽 kN □広告塔 kN 口煙突 を使用し、2回塗りを標準とするが、実状に応じて決定すること。 口太陽光発電設備 口機械式定着工法 □ 現場における高カボルト接合部及び接合部の素地調整は入念に行い、塗装は工場塗装と同じ錆止め (8)設計荷重 □ 685 口大臣認定番号 注)地盤調査及び試験杭の結果により、杭長さ、杭種、直接基礎の深さ、形状を変更する場合もある。 ペイントを使用し、2回塗りとする。 (a) 主な積載荷重 MSRB-高強度せん断補強筋 □ 1275 床 用 架構用 地震用 室 5. 地業工事 (7) 耐火被覆の材料 (1)直接基礎 □ベタ基礎 □布基礎 ■独立基礎 試験堀 □有 ■無 深さ GL - 0.85 m. 支持層-、長期許容支持力度 160 kN/m² 載荷試験 □有 □無 注1) SD490をガス圧接する場合は施工前に試験を行うこと 7. 設備関係 注2) 各継手の使用詳細については本仕様その2の9. (2) 鉄筋の項の鉄筋継手の項に■にて表示すること。 (2) 地盤改良 □浅層混合処理工法 □深層混合処理工法 (4)鉄 骨 ■ 建築設備の構造および構造体への緊結部分は、構造耐力上安全な構造方法を用いるものとする。 (b)1次設計用地震力 深さ Gm 長期許宓支持力度 kN/m² 裁荷試驗 口有 口無 Rt = 1.0現場溶接 JIS規格・認定番号等 ■ 建築設備の支持構造部および緊結金物には、錆止め等、防腐のための有効な措置を護じること。 Z = 0.9K (地下) = $C_0 = 0.20$ 注) 「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針:日本建築センター2018」を参考とする □ 建築物に設ける屋上からの突出する水槽・煙突・その他これらに類するものは、風圧・地震力等に対し □SN400A □SN400B □SN400C (c) 風荷重 □有 □無 JIS G 3136 構造耐力上主要な部分に緊結され、安全であること。 □SN490B □SN490C □ 口有 口無 JIS G 3136 (3) 杭基礎 地表面粗度区分 Ⅲ 口支持層の想定深度分布図を作成し、杭と支持層の関係を確認する。 □ 煙突は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造とすること。 □SS400 □SS490 □有 □無 JIS G 3101 口施工計画書に施工時における試験杭と本杭の支持層の確認方法を明記する。 (d) 雪荷重 ■ 設備配管は、地震時等の建物変形に追従できること。また、地震力等に対して適切に支持されていること □SM400A □SM490A □ □有 □無 JIS G 3106 ■垂直積雪量 300 cm 口支持層の確認結果を施工結果報告書にまとめる。 ■ 設備機器の架台及び基礎については、風圧・地震力等に対して構造耐力上安全であること。 □有 □無 大臣認定品 認定番号 MSTL □BCR295 □TSC295 (e) 特殊の荷重及び仕上材 材 料 施工法 □ エレベーター・エスカレーターの駆動装置等は、構造体に安全に緊結されていること。 杭 種 □有 □無 大臣認定品 認定番号 MSTL-□BCP235 □BCP325 □エレベーター kN ロエスカレーター 口場所打ち コンクリートFc ロオールケーシング 認定 また、地震時の層間変形に追従できること。 □STKR400 □STKR490 □有 □無 JIS G 3466 コンクリート杭 スランプ ■ 特記以外の梁貫通孔は原則として設けない。 cm以下 ロリバースサーキュレーション □SSC400 □有 □無 JIS G 3350 ■ 床スラブ内に設備配管等を埋込む場合はスラブ厚さの1/3以下とし管の間隔を管径の3倍以上かつ (9) 構造計算ルート セメント量 kg/m³ ロアースドリル 5cm以上を原則とする。 単位水量 □拡底杭 □拡頭・拡底杭 X方向ルート 1-() Y方向ルート 1-() kg/m^3 溶接材料 口 JIS Z П □鋼管補強杭 □ □深 礎 ∫□手掘 (10) 一次設計時用層間変形角 (5) ボルト等 8. その他 口機械掘 X方向 1/7734 rad Y方向 1/3884 rad 口高カボルト 材料 施工法 既製杭・杭種 種類 備考 □F10T(JIS B 1186) □S10T 大臣認定番号() (□M16、□M20、□M22、□M24、□ ■ 諸官庁への届出書類は遅滞なく提出すること。 □ PRC □Ⅰ種□Ⅱ種□Ⅲ種□ 鋼材□ 口埋め込み 認定 (11) 付帯工事 ■ 各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い工事監理者に報告すること。 □溶融亜鉛めっき高力ボルト F8T 大臣認定番号() (□M16,□M20,□M22,□M24,□ □ PHC 口打ち込み 口門塀 □擁壁 □駐輪場 □機械式駐車場 □ ■ 必要に応じて記録写真を撮り保管すること。 年 月 コンクリートロFC85 ロ □ 鋼管 ロボルト(JIS B 1180) M M □ 4 8 (4T) □ П (12) 特定天井 □ SC コンクリートロFC105 ロ □アンカーボルト(構造用アンカーボルト) □有 ■無 杭仕様 口施工計画書承認 口杭施工結果報告書 □SS400 M L= mm ナット(ロシングル、ロダブル) (13) 屋根、床、壁 □ABR400 M ナット(ロシングル、口ダブル)(JIS B 1220) 試驗抗 (口有・口無) (口打ち込み・口載荷・口孔壁測定) 型式 厚 その他 使用箇所 仕様・構法 材 種 М L= mm ナット (ロシングル、ロダブル) 杭径(mm) 設計支持力(kN) 杭の先端の深さ(m) 本 数 (JI<u>S A 5416)</u> 厚 □頭付スタッド(JIS B1198) 押出し成形セメント版 $\phi =$ L= mm 使用箇所(□柱 □大梁 □小梁) □壁 □床版 □ ロハーフPca版 ロPca版 mm 使用箇所(口柱 口大梁 口小梁) □屋根 □ □ 特殊デッキプレート 大臣認定() 型式 厚 □屋根 □床版 □

一級建築士 登録第235593号 杉田康一

国立妙高青少年自然の家 7° □ 9° τ / ΙΝο. 丁事名称 図面名称 図面番号 作成日 ← E G 建築設計室 江口 香代 -級建築士登録番号 344809号 S-01 02205F 国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事 構造特記仕様書(1) A3 1:-

4. 地

盤

新 構造設計特記仕様 その2

※修正箇所は下線を引くこと 適用は ■ 印を記入する

9. 鉄筋コンクリート工事

(1) コンクリート

鉄筋コンクリート工事の施工に関しては記載無きは、JASS5 2018 による。

(a) コンクリートの仕様

本仕様書では、JASS5に規定する普通骨材を用いた一般仕様のコンクリートを「普通コンクリ ート」と定義し、表9.1に示す様に設計基準強度が36N/mm²以下のコンクリートについてはJASS5 の3節~11節を適用し、36N/mm²を超えるコンクリートについてはJASS5の17節(高強度コンクリ ート)を適用する。また、設計基準強度もしくは品質基準強度と構造体強度補正値から定める 調合管理強度以上とし、発注するレディーミクストコンクリートの呼び強度が表9.2に示す JIS規格外となる場合は、法第37条の大臣認定を受けた製品を用いる必要がある。 軽量コンクリートについてはJASS5の14節によること。

表9.1 コンクリート圧縮強度(N/mm²)に応じた仕様書の使い分け

設計基準強度 Fc	18	21	24	27	30	33	36	39	42	45	48	51	54	57	60
JASS5での区分		普通コンクリート					高強度コンクリート								
	表9.2 レディーミクストコンクリートのJIS規格品														

調合管理強度(N/mm²) 21 24 27 30 33 36 39 42 45 48 51 54 57 60 60超

| 呼び強度 (JIS規格品) 21 | 24 | 27 | 30 | 33 | 36 | 40 | 42 | 45 | 50 | 55 | 55 | 60 | 60 | ※

(b) 品質と施工

■ 構造体の計画供用期間の級は特記による。特記が無い場合は標準とする。

■標準 口長期 口招長期

(本仕様書では計画供用期間の級は、「短期」を想定していない。)

- コンクリートは JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) に適合するJIS認証工場の製品 とする。
- □ 設計基準強度が36N/mm²を超えるコンクリートを扱うレディーミクストコンクリート工場は、 「高強度コンクリート」の製品認証を受けているか、建築基準法第37条第二号によって国土交通 大臣が指定建築材料として認定した高強度コンクリートの製造工場とする。
- レディーミクストコンクリート工場および高強度コンクリートを打設する施工現場には、コンク リート主任技士またはコンクリート技士、あるいはこれらと同等以上の知識経験を有すると 認められる技術者が常駐していなければならない。
- 施工者は、工事に先立ち、コンクリートの調合・製造計画、施工計画、品質管理計画書を作成し 工事監理者の承認を得ること。
- □ フレッシュコンクリートの流動性は、スランプまたはスランプフローで表し、設計基準強度が 36N/mm²以下33N/mm²以上の場合スランプ21cm以下、33N/mm²未満の場合スランプ18cm以下とし 設計基準強度が36N/mm²超 45N/mm²未満の場合はスランプ21cm以下またはスランプフロー 50cm以下、設計基準強度が45N/mm²以上の場合はスランプ23cm以下またはスランプフロー 60cm以下とし、特記による。
- コンクリートに含まれる塩化物量は、塩化物イオン量として0.3kg/m³以下とする。
- コンクリートの練混ぜから打込み終了までの時間は、原則として外気温が25℃未満の時は120分、 25℃以上の時は90分とする。
- コンクリート打込み時の自由落下高さは、コンクリートが分離しない範囲とする。
- 打継ぎ部は構造的に影響の少ない位置を選び打継ぎ処理を行い、打込み前に十分な水湿しを行う。 ■ コンクリート打込み中、及び、打込み後5日間はコンクリートの温度が2度を下回らないようにし

セメントの種類に応じて湿潤養生する。 (c) 調合および構造体コンクリート強度

- コンクリートの強度を求める強度試験は、JIS A 1108(コンクリートの圧縮強度試験方法) もしくはJIS A 1107 (コンクリートからのコアの採取方法) による。
- i) 高強度コンクリート
- □ 調合強度を定めるための基準とする材齢は、特記による。特記のない場合は 28日とする。
- □ 構造体コンクリート強度を保証する材齢は、特記による。特記のない場合は 91日とする。
- □ 構造体コンクリート強度は、次の①または②を満足するものとする。
 - ① 標準養生した供試体による場合、調合強度を定めるための基準とする材齢において 調合管理強度以上とする。
 - ② 構造体温度養生した供試体による場合。構造体コンクリート強度を保証する材齢において 設計基準強度に3N/mm²加えた値以上とする。

□ 調合管理強度は、以下による。

 $_{H}F_{m} = F_{c} + _{m}S_{n} (N/mm^{2})$

н F m : 高強度コンクリートの調合管理強度 (N/mm²)

F_c: コンクリートの設計基準強度 (N/mm²)

mSn: 高強度コンクリートの構造体強度補正値で JASS5 による。

□ 調合強度は標準養生供試体の圧縮強度で表すものとし、下記の両式を満足するように定める。

 $_{H}F \ge _{H}F_{m} + 1.73 \sigma_{H}$ (N/mm²) $_{H}F \ge 0.85 _{H}F_{m} + 3 \sigma_{H} \quad (N/mm^{2})$

HF · 高強度コンクリートの調合強度 (N/mm²)

σ_H : 高強度コンクリートの圧縮強度の標準偏差 (N/mm²) で、レディーミクスト コンクリート工場の実績による。実績がない場合は、0.1(Fa+mSa)とする。

- 調合を定めるための基準とする材齢は、原則として 28日とする。
- 構造体コンクリート強度は表9.3を満足すれば合格とする。

12.0.0 1件以		刊化坐十
供試体の養生方法	試験材齢(1)	判定基準
標準養生 (2)	28 日	X ≧ Fm
コア	91 ⊟	X ≧ Fq

ただし、X: 1回の試験における3個の供試体の圧縮強度の平均値(N/mm²)

Fm: コンクリートの調合管理強度 (N/mm²)

Fa: コンクリートの品質基準強度 (N/mm²)

- 「注](1)早い材齢において試験を行い、合否判定基準を満たした場合は、合格とする。
 - (2) 工事監理者の承認を得て、供試体成型後、翌日までは20±10℃の日光および風が直接当らない 筒所で、乾燥1.ないように養生1.て保管することができる。
- * 標準養生供試体の代わりにあらかじめ準備した現場水中養生供試体によることができる。 その場合の判定基準は材齢28日までの平均気温が20℃以上の場合は、3個の供試体の圧縮強度 の平均値が調合管理強度以上であり、平均気温が20°C未満の場合は、3個の供試体の圧縮強度 の平均値から 3 N/mm²を減じた値が品質基準強度以上であれば合格とする。
- * コア供試体の代わりにあらかじめ準備した現場封かん養生供試体によることができる。 その場合の判定基準は材齢28日を超え91日以内のn日において3個の供試体の圧縮強度の平均値
- から 3N/mm²を減じた値が品質基準強度以上であれば合格とする。

■ 調合管理強度は、以下による。

 $F_m = F_a + {}_mS_n (N/mm^2)$

F_m: コンクリートの調合管理強度 (N/mm²) F_o: コンクリートの品質基準強度 (N/mm²)

- mSn: 標準養生した供試体の材齢 m 日における圧縮強度と構造体コンクリートの n 日に おける圧縮強度の差による構造体強度補正値 (N/mm²)
- 調合強度は標準養生した供試体の材齢 m 日における圧縮強度で表すものとし、下記の両式を 満足するように定める。調合強度を定める材齢 m 日は、原則として28日とする。

 $F \ge F_m + 1.73 \sigma \quad (N/mm^2)$

 $F \ge 0.85 F_m + 3\sigma$ (N/mm²)

F : コンクリートの調合強度 (N/mm²)

使用するコンクリートの圧縮強度の標準偏差(N/mm²)で、レディミクストコンク リート工場の実績による。実績のない場合は 2.5N/mm²、または 0.1Fm の大きい

- フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で(一財)国土開発技術センター の技術評価を受けた測定器を用いて行い 試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごと に撮影した写真(カラー)を保管し、丁事監理者の承認を得る。測定検査の回数は、通常の場合 1 日 1 回以上とし、1回の検査における測定試験は、同一試料から取り分けて3回行い、その 平均値を試験値とする。
- スランプの許容差は普通コンクリートの場合、スランプが 8cm以上18cm以下の場合±2.5cm、 21cmの場合±1.5cm (呼び強度27以上で高性能AE減水剤を使用する場合は±2cm) とする。 高強度コンクリートの場合は、スランプが 18cm以下の場合±2.5cm、21cm以上の場合±2cmとし スランプフローの許容差は、目標スランプフローが 50cm以下の時は±7.5cm、50cmを超える時 は±10cmとする。
- 使用するコンクリートの圧縮強度試験は、普通コンクリートでは標準養生を行った供試体を用し て材齢 28日で行い、1回の試験は、打込みエ区ごと、打込み日ごと、かつ 150m3またはその端数 ごとに 3個の供試体を用いて行う。 3回の試験で 1検査ロットを構成する。 高強度コンクリートでは、打込み日かつ 300㎡ ごとに検査ロットを構成して行う。1検査ロット における試験回数は 3回とする。検査は適当な間隔をあけた任意の 3台のトラックアジテータ から採取した合計 9個の供試体による試験結果を用いて行う。検査に用いる供試体の養生方法
- は標準養生とする。 ■ 構造体コンクリートの圧縮強度の検査は普通コンクリートでは、打込み工区ごと、打込み日ごと かつ 150m3またはその端数ごとに 1回行う。 1回の試験には適当な間隔をおいた 3台の運搬車 から 1個ずつ採取した合計 3個の供試体を用いる。
- 高強度コンクリートでは打込み日、打込み工区かつ 300㎡ ごとに行う。検査には適当な間隔を あけた任意の 3台のトラックアジテータから採取した合計 9個の供試体を用いる。検査に用いる 供試体の養生方法は標準養生または構造体温度養生とする。
- 使用するコンクリートの圧縮強度の判定は、JASS5による。
- 構造体コンクリートの圧縮強度の判定は、(c)調合および構造体コンクリート強度による。 □ コンクリートの試験は 「建築物のT事における試験および検査に関する東京都取扱要綱」
- 第4条の試験機関で行うこと。

試験・検査機関名 (都知事登録 代行業者名

(各録番号 代行業者とは、試験・検査に伴う業務を代行するものを言う。

(2)鉄 筋

(a) 施丁

- 鉄筋はJIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) に適合するものを用いる。溶接金網および鉄筋 格子は、JIS G 3551 (溶接金網および鉄筋格子) に適合するものを用いる。
- □ 高強度せん断補強筋は、技術評価を取得し、建築基準法第37条の材料認定を受けたものを用いる。
- 鉄筋の加工寸法、形状、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「新 鉄筋コンクリート 構造配筋標準図(1)~(3)」による。
- 鉄筋の継手は重ね継手、ガス圧接継手、機械式継手または溶接継手によることとし、鉄筋径と 使用箇所を定め特記による。

表9.4 鉄筋の継手

	継手の位置等の設計条件	によるた	上様・等	級		
鉄筋継手工法	(1) 引張力最小部位	(2) (1)	以外の話	8位(注)	鉄筋の径	使用箇所
	(1) 到版列版作品	A 級	B 級	SA級		
■ 重ね継手	標準図による				□ D (16)以下	
■ 圧接継手	□ 告示1463号第2項各号				□ D (19)以上	
□ 溶接継手	□ 告示1463号第3項各号				口 D ()以上	
□ 機械式継手	□ 告示1463号第4項各号				口 D ()以上	

- 注) (1)以外の部位に設ける継手は、平成12年告示第1463号ただし書きに基づき、日本鉄筋継手協会、 日本建築センター等の認定・評定等を取得した継手工法の等級で、構造計算にあたって『鉄筋継手 使用基準 (建築物の構造関係技術基準解説書 2020) 』によって検討した部材の条件・仕様によること
- 機械式継手および圧接継手および溶接継手は(公社)日本鉄筋継手協会「鉄筋継手工事標準仕様 書」による他、所要の品質が得られるように工事計画および工事管理計画を定めて、工事監理者 の承認を受ける。
- ガス圧接の施工は、強風時または降雨時には原則として作業を行わない。ただし、風除け・ 覆いなどの設備をした場合には、工事監理者の承認を得て作業を行うことができる。
- 圧接技量資格者は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認証された技量適格性証明書を工事監理 者に提出し、承認を受ける。
- □ 機械式鉄筋定着工法に用いる定着板には信頼できる機関による性能証明書等を取得した定着金物 を用いる。

- i)鉄筋の種類・径の検査
- 鉄筋搬入時に鉄筋の種類と径をミルシート、ロールマーク、結束ごとの表示で確認し、必要に 応じて径は計測する。
- ii)配筋の検査
- 鉄筋の数量、材質、加工形状、配置、間隔、継手と定着の位置と長さ、カットオフ長さ等を目視 又は計測で確認する。
- iii) 鉄筋継手部の検査
- 各継手工法ごとの検査は平12建告1463号による他、具体的な検査方法は、(公社)日本鉄筋 継手協会仕様書を参照のこと。

表9.5 鉄筋継手部の検査 (検査結果は工事監理者に報告すること) 鉄筋継手工法 検査の種類 検査数量 試験方法 ■外観検査 圧接継手 目視又は計測 全数 ※ 抜取り1検査ロット当たり JIS 7 3062:2014による ■招音波探傷検査 (30)箇所又は()% □引張試験による検査 抜取り1検査ロット当たり JIS Z 3120:2014による)箇所又は()% 溶接継手 口外組給杏 全数※ 日祖又付計測 □超音波探傷検査 抜取り1検査ロット当たり JRJS 0005:2017による)箇所又は()% □引張試験による検査 抜取り1検査ロット当たり JIS Z 2241:2011による)箇所又は()% 日視又は計測 機械式継手 □外観検査

抜取り1検査ロット当たり JRJS 0003:2017による

抜取り1検査ロット当たり JIS Z 2241:2011による

믕)

)箇所又は()%

()箇所又は()% 注) 1 抜取り 1検査ロットは、同一作業班が同一日に作業した継手箇所で200箇所程度とする。 注)2 ガス圧接部分の検査を超音波探傷検査によって行う場合、数ロットについては引張試験も併用し、 1回の引張試験は超音波探傷試験に合格した部位から抜取った3本以上とする。

※外観検査の実施は次による。(必要に応じて測定器具等の検査機器を用いること) 表9.6 外観検査の要領

□超音波測定検査

□引張試験による検査

ı ——										
	自主検査	受入検査	工事監理者	備考	×					
	日土快宜	検査機関	施工者	上 争监理有	1/1 1/5	9				
	全数	全数	()	()						
	全数	超音波探傷又は超音波測定	検査機関による	()						
		検査実施部位	検査部位以外	` ′						
	全数	_	全数	()						
	全数	抜取り1検査ロット当たり () 箇所又は()	% ()	()						
	全数		()	()						

- 引張試験を行う試験機関、非破壊試験を行う検査機関は、建築主、工事監理者、又は施工者が
- □ 試験機関は「建築物の工事における試験及び検査における東京都取扱要綱」第4条の試験機関、 検査機関は同要綱第8条の検査機関とする。

試験機関名 (都知事登録 検査機関名 (都知事登録

(3) かぶり厚さ

- 最小かぶり厚さは、表9.7に規定する設計かぶり厚さを10mm減じた値とする。
- 設計かぶり厚さは、コンクリート打込み時の変形・移動などを考慮して、最小かぶり厚さが 確保されるように、部位・部材ごとに定めるものとし、表9.7以上の値とする。

表0.7 記計かごは回さ (単位・mm)

	投票 投票 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大							
構造体	の計画供用期間の級	標準	長期	超長期				
	部材の種類	屋内	屋 外(2)	屋内	屋 外(2)			
構造部材	柱・梁・耐力壁		50	40	50			
1件15日111	床スラブ・屋根スラブ	30	40	40	50			
非構造部材	構造部材と同等の耐久性を 要求する部材	30	40	40	50			
非無追即的	計画供用期間中に維持保全 を行う部材 ⁽¹⁾	30	40	(30)	(40)			
	る柱・梁・壁・床および り部分、擁壁の壁部分		5	0				
基礎、擁壁の	基礎・底盤	70						

- | | 注) (1) 計画供用期間の級が超長期で計画供用期間中に維持保全を行う部材では、維持保全の周期に応じて
 - (2) 計画供用期間の級が標準、長期および超長期で、耐久性上有効な仕上げを施す場合は、屋外側では 設計かぶり厚さを 10mm減じることができる。
- 完成した構造体の各部位における最外側鉄筋のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。
- コンクリート構造体に誘発目地・施工目地などを設ける場合は、建築基準法施行令第79条に規定 する数値を満足し、構造耐力上必要な断面寸法を確保し、防水上および耐久性上有効な措置を 講じれば上記によらなくても良い。

(4)型枠

■ 型枠および支保工の存置期間は、下表による。

表9.8 型枠存置日数 昭和46年建設省告示第110号(最終改正、令和元年国土交通省告示第203号

- 1	XXX V 至1717 巨百数 阳和40 4 是改百百 5 第 1 1 0 5 (放於 改正 1) 和 2 7 四 1 日 5 第 2 2 0 5 7										
		種類		t t	≛ 板	支 柱					
		部位	基礎、梁伽	基礎、梁側、柱、壁		下、梁下	スラ	梁下			
			早強ポルト ランドセメント	普通ポルト ランドセメント	早強ポルト ランドセメント	普通ポルト ランドセメント	早強ポルト ランドセメント		早強ポルト ランドセメント		
				高炉セメント A種		高炉セメント A種		高炉セメント A種	普通ポルトランドセメント		
٤.		存置期間 の平均気温		シリカセメント A種		シリカセメント A種		シリカセメント A種	高炉セメント A種 シリカセメント A種		
-	コンク	15℃以上	2	3	4	6	8	17	28		
-	リートの材令	5°C~15°C	3	5	6	10	12	25	28		
-	(日)	5℃未満	5	8	10	16	15	28	28		
-	コンクリートの 圧縮強度		* E 0.0	J /mm ²	9/1-1-1 tr (# 2	設計基準強度の50%		設計基準強度の			
_			3.01	4 / mm	6X 81 885-915	気/支 0/3070	85	%	100%		

- ※ JASS 5では普通コンクリートの場合計画供用期間の級が標準にあっては 5N/mm²以上、長期及び超長期の場合 は 10 N/mm²以上、また高強度コンクリートの場合は 10N/mm²以上。
- 注) 1 片持ち梁、庇、スパン 9 0m以上の梁下は、工事監理者の承認による。
- 注) 2 大梁の支柱の盛替えは行わない。また その他の梁の場合も原則として行わない。
- 注) 3 支柱の盛替えは、必ず直上階のコンクリート打ち後とする。 注) 4 盛替え後の支柱頂部には、厚い受板、角材または、これに代わるものを置く。
- 注) 5 支柱の盛替えは、小梁が終ってからスラブを行う。一時に全部の支柱を取り払って盛替えをしてはならない。 注) 6 直上階に著しく大きい精載荷重がある場合においては、支柱(大梁の支柱を除く)の盛替えを行わないこと
- 注) 7 支柱の盛替えは、養生中のコンクリートに有害な影響をもたらすおそれのある振動または衝撃を与えないよう

一級建築士 登録第235593号 杉田康一

国立妙高青少年自然の家 プロシ゚τクトNo. 丁事名称 図面名称 図面番号 作成日 ← E G 建築設計室 江口 香代 -級建築士登録番号 344809号 S-02 02205F 国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事 構造特記仕様書(2) A3 1:-944-0034 新潟県妙高市経塚町1-19

문)

2021年12月1日 発行 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 監修 東京都建築構造行政連絡会

(2) 杭基礎

① 場所打ち杭

新鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)

1. 一般事項

- (1) 構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。 (2)記号
- d···異形棒鋼の呼び名に用いた数値(径)
- D···部材の成、又は鉄筋内法直径
- @・・・間隔 r・・・半径 ②・・・・中心線 ○・・・部分間の内法距離 ho・・・部材間の内法高さ ST・・・あばら筋 HOOP・・・帯筋 S.HOOP・・・補強帯筋

2. 鉄筋加工

(1)鉄筋の折り曲げ加工

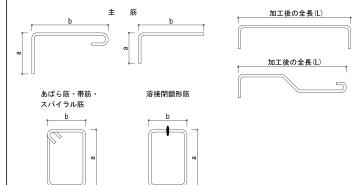
図	折り曲げ角度	鉄筋の種類	鉄筋の径に よる区分	鉄筋の折り曲げ 内法直径(D)
180°	180°	SD295	D16以下	3d以上
余長4d以上	135° 90°	SD345	D19~D41	4d以上
135° (D)		SD390	D41以下	- 5d以上
90° ←D→	90°	SD490	D25以下	3000
余長8d以上	90	30490	D29~D41	6d以上

- [注] (1) dは呼び名に用いた数値とする。
 - (2) スパイラル筋の重ね継手部に90°フックを用いる場合は、余長は12d以上とする。
 - (3) 片持スラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90°フックまたは135°フックを用いる場合は、 余長は4d以上とする。
 - (4) スラブ筋、壁筋には、溶接金網を除いて丸鋼を使用しない。
 - (5) 折り曲げ内法直径を上表の数値よりも小さくする場合は、事前に鉄筋の曲げ試験を行い 支障ないことを確認した上で、工事監理者の承認を得る。
 - (6) SD490の鉄筋を90°を超える曲げ角度で折り曲げ加工する場合は、事前に鉄筋の曲げ試験を 行い、支障ないことを確認した上で、工事監理者の承認を得る。

(2) 加工寸法の許容差

· - / //	7247 D 12			(mm)
	項	目	符号	許 容 差
各加工	主筋	D25以下	a, b	± 15
寸法(1)		D29以上D41以下	a, b	± 20
	あばら筋・帯筋・スパイラル筋		a, b	± 5
	加工後	の全長	L	± 20

[注] (1) 各加工寸法及び加工後の全長の測り方の例を下図に示す。



(3) 鉄筋のあき

異形鉄筋では呼び名に用いた数値1.5d以上、粗骨材の最大寸法の1.25倍以上かつ25mmのうち最も大きい値。

図の●印の鉄筋の重ね継手の



(4)鉄筋のフック

- a~eに示す鉄筋の末端部にはフックを付ける。
- a. あばら筋、帯筋、および幅止メ筋
- b. 煙突の鉄筋 (壁の一部となる場合を含む)
- c. 柱、梁(基礎梁は除く)の出すみ部分
- および下端の両端にある場合の鉄筋(右図参照)
- d. 単純梁の下端筋
- e. その他、本配筋標準に記載する箇所



[注] (1) フック付き鉄筋の定着長さL2hは、定着起点から鉄筋の折り曲げ開始点までの距離とし、 折り曲げ開始点以降のフック部は定着長さに含まない。

25d 20d

30d

30d

- (2) フック部の折り曲げ内法直径D及び余長は、「鉄筋の折り曲げ加工」の表による。
- (3) 梁主筋を柱へ定着する場合、水平定着長さがL2h確保できない場合は折り曲げ定着とし、 全定着長をL2以上とするとともに、水平投影長さをLa以上とし、余長を8d以上とする。

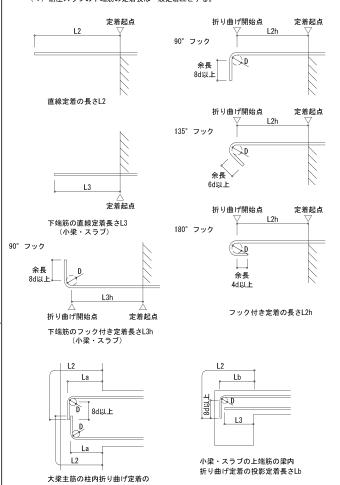
25d

20d

尚、Laの値は原則として柱せいの3/4倍以上とする。 (4) 耐圧スラブの下端筋の定着長は一般定着L2とする。

40d

40d



※修正箇所は下線を引くこと ■重ね継手 (軽量コンクリートでは5dを加算する。)

AL AR TE DI	コンクリート	重ね継手長さ		
鉄筋種別	設計基準強度 Fc(N/mm ²)	L1 (フックなし)	L1h (フックあり)	
SD295	18	45d	35d	
	21	40d	30d	
	24~27	35d	25d	直線重ね継手の長さL1
	30~36	35d	25d	E-1/10-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-1
	39~45	30d	20d	
	48~60	30d	20d	余長
SD345	18	50d	35d	4d以上
	21	45d	30d	鉄筋A 鉄筋B
	24~27	40d	30d	
	30~36	35d	25d	
	39~45	35d	25d	L1h
	48~60	30d	20d	Δ
SD390	21	50d	35d	折り曲げ開始点 折り曲げ開始点 (鉄筋A) (鉄筋B)
	24~27	45d	35d	(数大月月日)
	30~36	40d	30d	フック付き重ね継手の長さL1h
	39~45	40d	30d	
	48~60	35d	25d	
SD490	24~27	55d	40d	
	30~36	50d	35d	
	39~45	45d	35d	
	48~60	40d	30d	

- [注] (1) 表中のdは、異形鉄筋の呼び名の数値を表し、丸鋼には適用しない。
 - (2) 直径の異なる鉄筋相互の重ね継手の長さは、細い方のdによる。
 - (3) フック付き重ね継手の長さは、鉄筋相互の折り曲げ開始点間の距離とし、折り曲げ開始点 以降のフック部は継手長さに含まない。

■継手に関する注意点

- 1. 継手位置は、応力の小さい位置に設けることを原則とする。
- 2. D29以上の異形鉄筋は、原則として、重ね継手としてはならない。
- 3. 鉄筋径dの差が7mmを超える場合は、圧接としてはならない。
- 4. ガス圧接継手の形状、および継手の配置は下図による。
- ・ガス圧接形状(平成12年建設省告示1463号下図のほか、折れ曲がり、焼き割れ、へこみ、垂れ下がり 及び内部欠損がないもの)



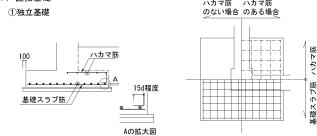


1.5L1h以上

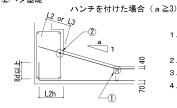
- 5. 溶接継手および機械式継手を用いる場合は、信頼できる機関の評定等を受けたA級継手工法とする。 6. 非破壊検査は工事監理者が承諾した信頼できる検査機関で行うこと。
- 3. 杭・基礎 (配筋については地震力等の水平力等を考慮して別途検討すること)

(1)直接基礎

a ≧400



②ベタ基礎

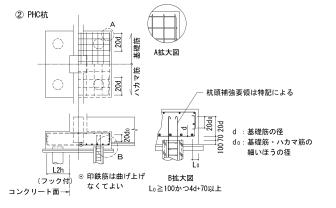


1. 耐圧版鉄筋の継手位置は床スラブにならう 但し上筋と下筋を読みかえる 2. ① の鉄筋はスラブ主筋の径以上とする

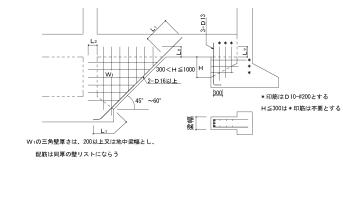
約0.5L1h

- 3. ② の鉄筋はD13以上
- 4. 埋戻し土のある場合は40を70とする

杭頭処理要領 800~1000 余盛コンクリ-斫り部分 HOOP筋の継手は片側溶接 10d又は重ね継手40d フック付き 650050 スペーサー フラットバー@3,000 (各4ヶ所) へりあき 鉄筋のかぶりは 100以上とする 杭間隔は2×φかつ φ+1000以上

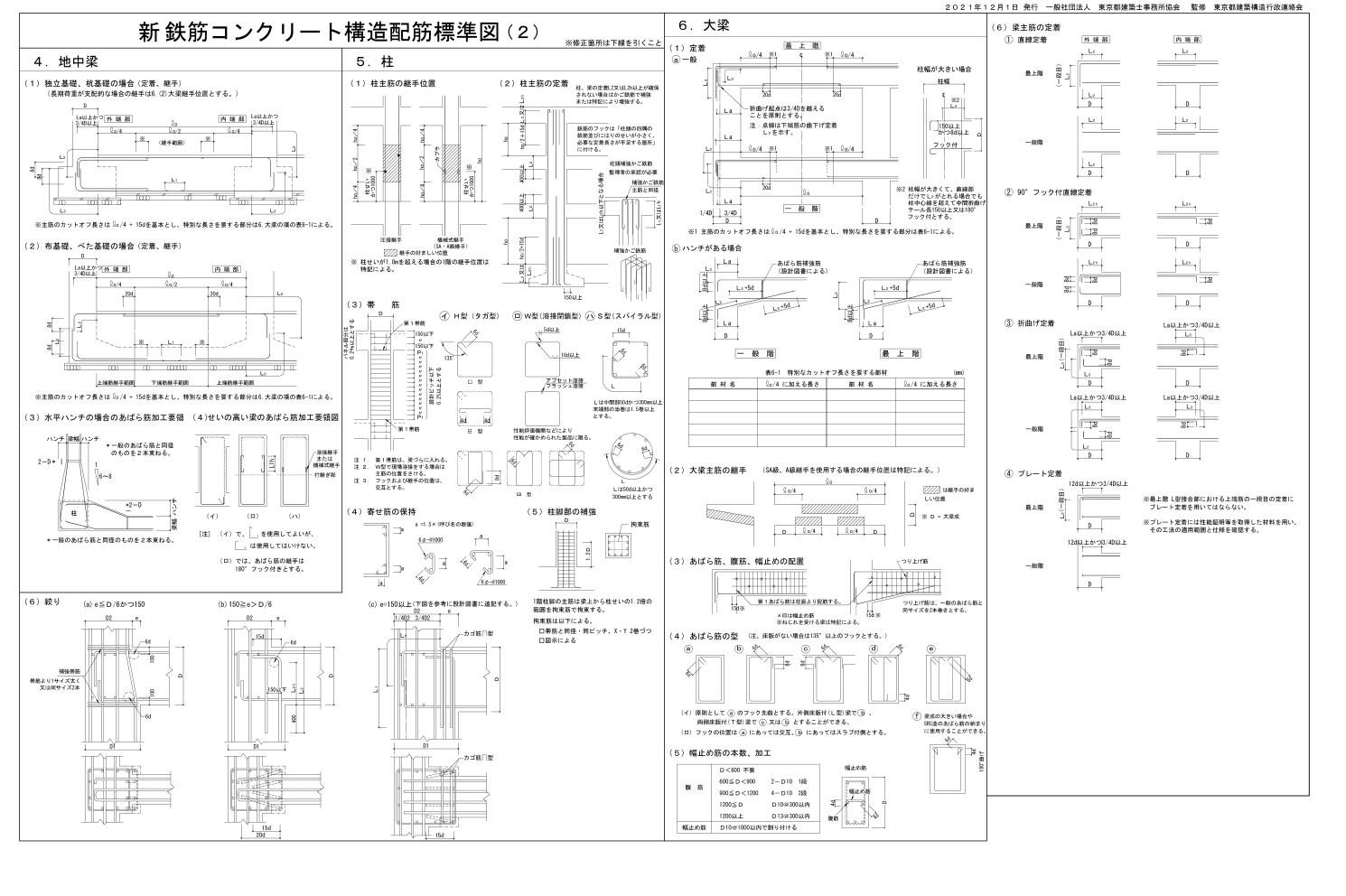


(3) 基礎接合部の補強

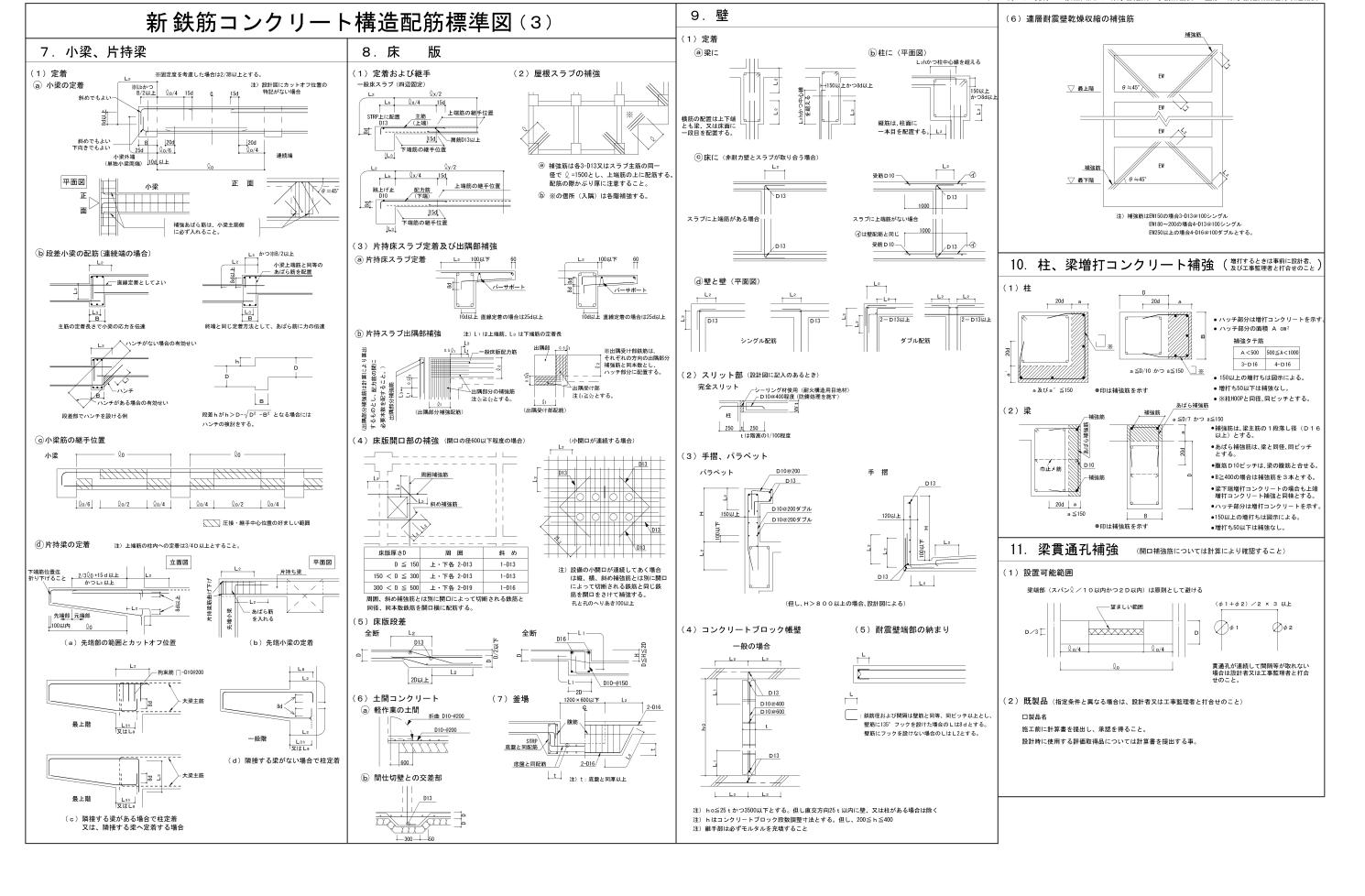


一級建築士 登録第235593号 杉田康一

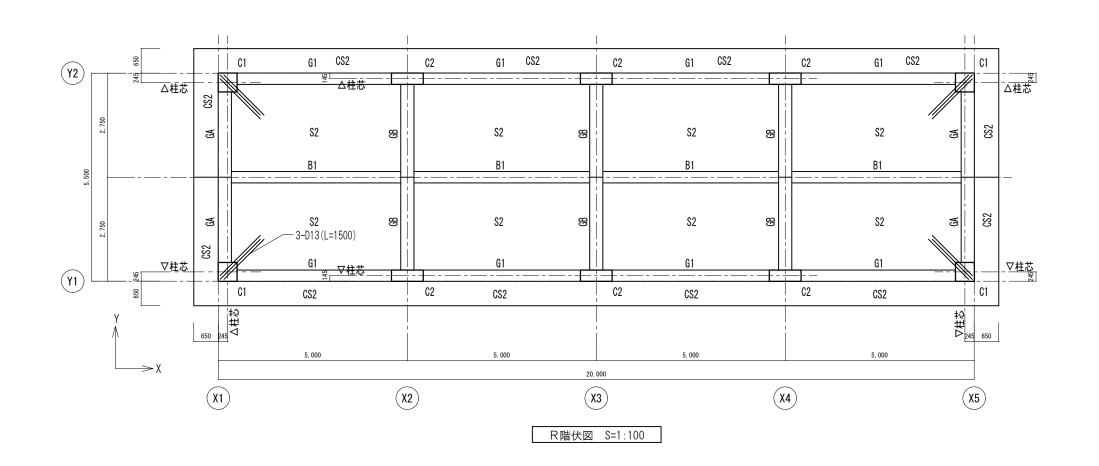
国立妙高青少年自然の家 プロシ゚τクトNo. 工事名称 図面名称 図面番号 √ E G 建築設計室 江口 香代 一級建築士登録番号 344809号 02205E 国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事 R C 構造配筋標準図(1) A3 1:-〒944-0034 新潟県妙高市経塚町1-19



一級建築士 登録第235593号 杉田康一



一級建築士 登録第235593号 杉田康一



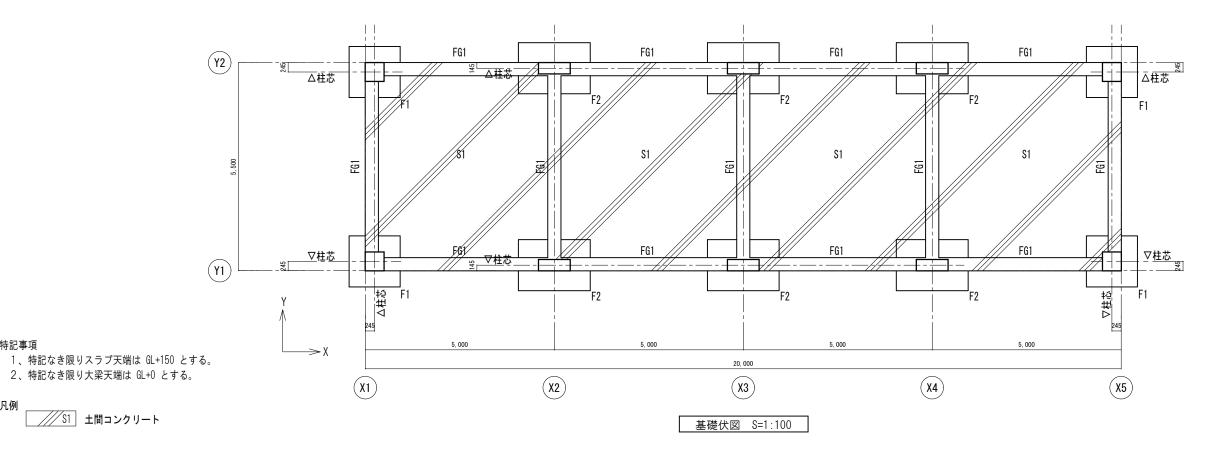
特記事項

凡例

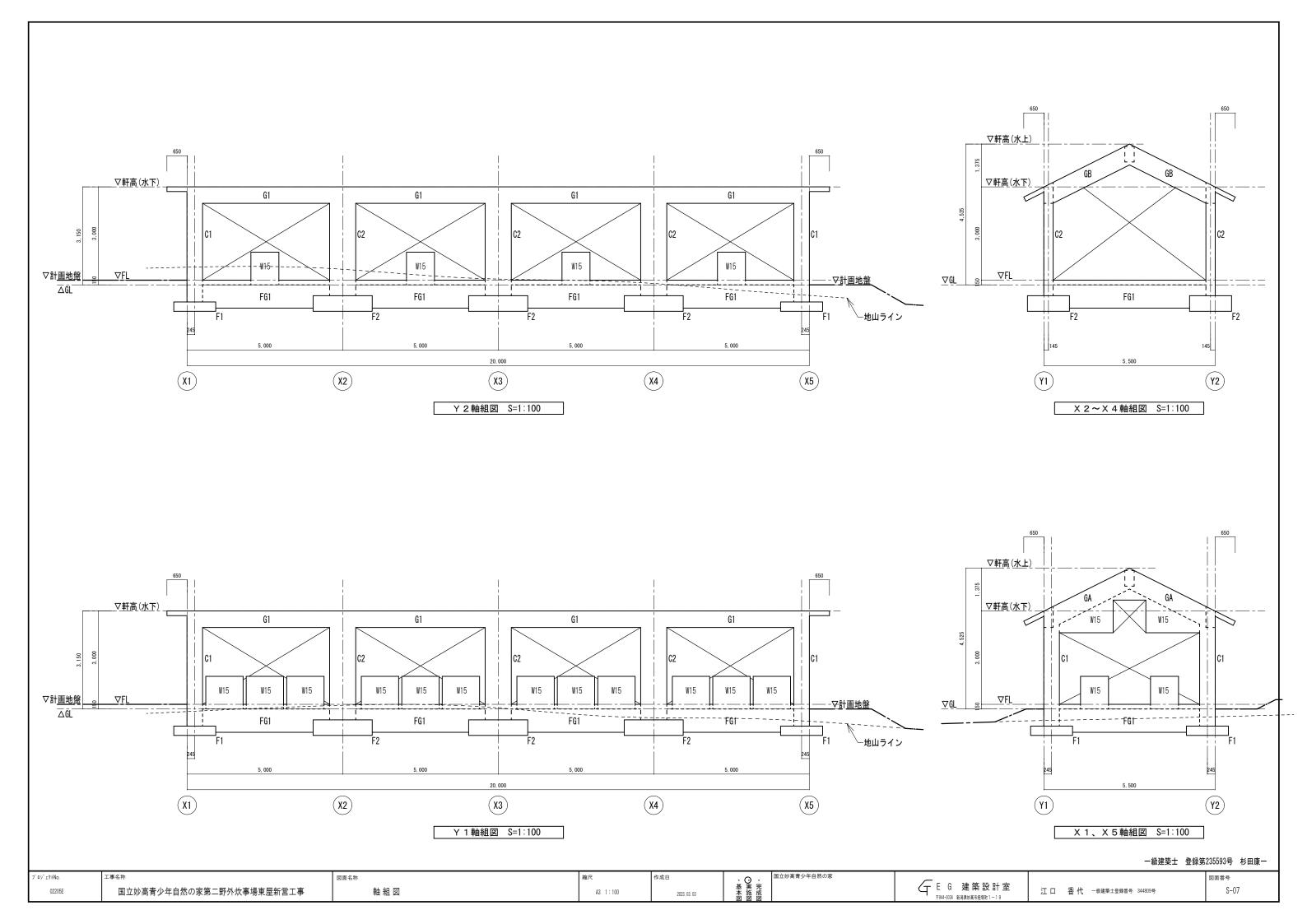
///S1 土間コンクリート

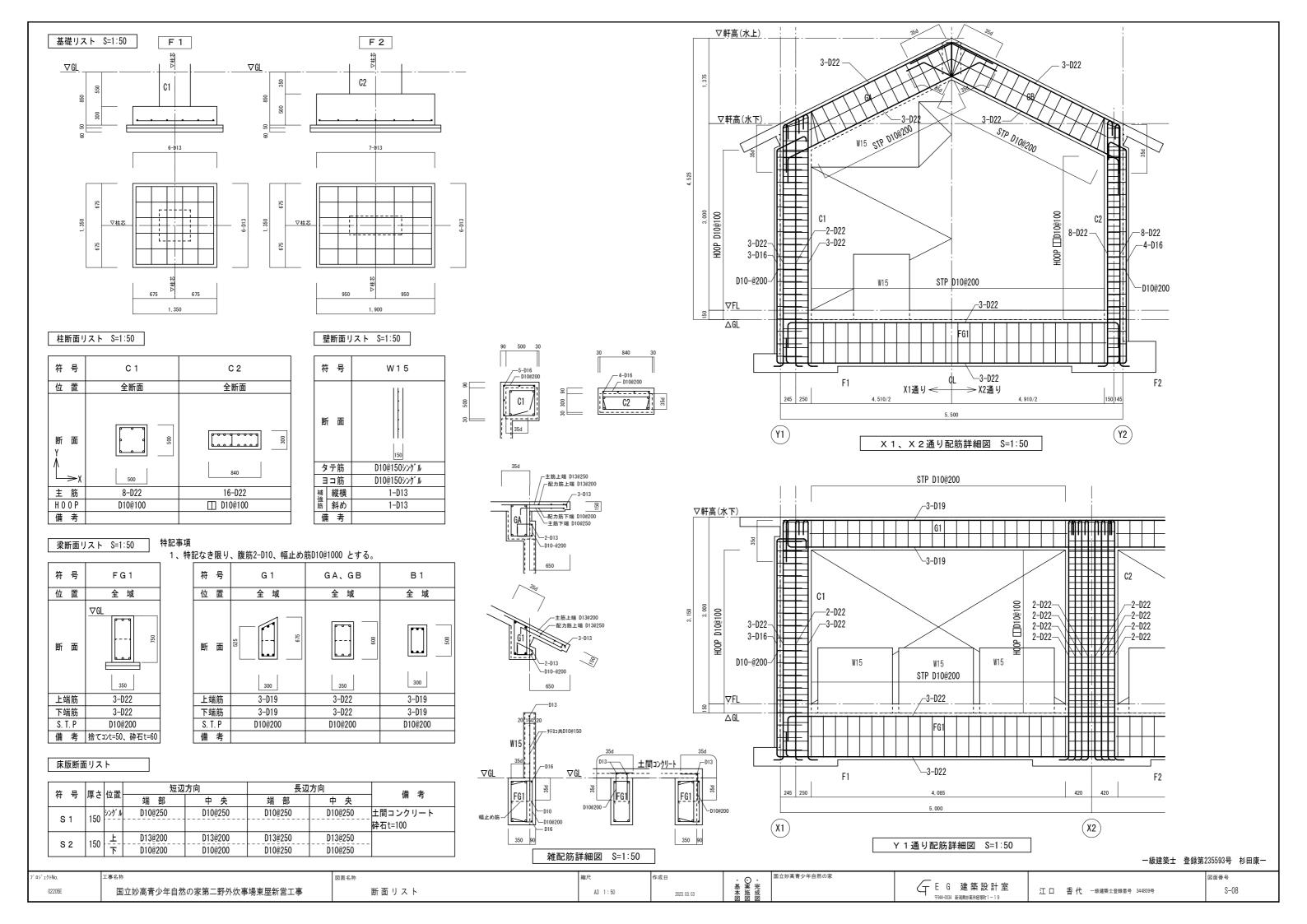
1、スラブ天端は軸組図による。

2、大梁天端は軸組図による。



一級建築士 登録第235593号 杉田康一 国立妙高青少年自然の家 プロジェクトNo. 図面名称 図面番号 E G 建築設計室 〒944-0034 新潟県勢高市経察町1-19 02205E 国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事 各階伏図 江口 香代 一級建築士登録番号 344809号 A3 1:100





工事名称:国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事

数量調書

国立青少年教育振興機構

(科目別内訳)

名 称	摘要	数量	単位	金額	備考
I 第二野外炊事場東屋 建築					
1. 直接仮設		1. 0	式		
2. ±エ		1. 0	式		
3.鉄筋		1. 0	式		
4. 型枠		1. 0	式		
5. コンクリート		1. 0	式		
6. 防水		1. 0	式		
7.木		1. 0	式		
8. 屋根		1. 0	式		
9. 金属		1. 0	式		
10. 左官		1. 0	式		
11.塗装		1. 0	式		
1 2. 外構		1. 0	式		
計					

名称	摘要	数量	単位	単 価	金 額	備考
I 第二野外炊事場東屋 建築						
1. 直接仮設						
遣り方		1.0	式			
墨出し		1.0	式			
養生	H=2. 5	1.0	式			
整理清掃後片付け		1.0	式			
外部足場	くさび緊結式足場 手すり先行方式 高さ12m未満 3か月間	1.0	式			
脚立足場	2か月間	1.0	式			
小計						
2. ±エ						
すきとり		11.4	m³			
根切り	つぼ、布堀	104. 0	m³			
埋戻し	発生土	58. 6	m³			
盛土		1.0	m³			
床付け	つぼ、布堀	140. 0	m³			
土工機械運搬	バックホウ1.4㎡程度 往復	1.0	式			
砂利地業	RC-40	9. 1	m³			
建設発生土敷均し		55. 9	m³			

名称	摘要	数量	単位	単 価	金額	備考
小計						
3.鉄筋						
異形鉄筋	SD295A D10	3.9	t			
異形鉄筋	SD295A D13	2. 8	t			
異形鉄筋	SD295A D16	0. 5	t			
異形鉄筋	SD345 D19	0.7	t			
異形鉄筋	SD345 D22	4. 4	t			
鉄筋加工組立		12. 3	t			
ガス圧接	D19 D22	1.0	式			
鉄筋運搬費	10 t 車	12. 3	t			
小計						
4. 型枠						
普通型枠	合板 基礎部	128. 0	m [*]			
打放型枠	合板 B種 ラーメン構造	379.0	m [*]			
スラブ先端欠きこみ		56. 2	m			
梁型上部欠きこみ		51.0	m			

名称	摘要	数量	単位	単 価	金額	備考
型枠運搬費	10 t 車	507. 0	m²			
型枠用支保工	運搬費共	1.0	式			
小計						
5.コンクリート						
捨てコンクリート	FC18-15	2.7	m³			
基礎コンクリート	FC24-15	30. 5	m³			
土間コンクリート	FC24-18	16. 7	m³			
躯体コンクリート	FC27-18	64. 0	m³			
コンクリート打手間		1.0	式			
コンクリートポンプ圧送		1.0	式			
ポンプ圧送基本料金		1.0	式			
小計						
6. 防水						
シーリング	MS-2 15×10	263. 0	m			
小計						

名称	摘要	数量	単位	単 価	金額	備考
7.木						
広小舞	30×120	42. 6	m			
淀	30×120	15. 2	m			
破風下地	21×120	57.8	m			
雪囲い板	W1640 × H200	24. 0	箇所			
雪囲い板	W1565 × H200	8.0	箇所			
雪囲い板	W1190 × H200	8.0	箇所			
雪囲い板	W790 × H200	16.0	箇所			
小計						
8.屋根						
カラーガルバリウム鋼板横葺き	t=0.35	162.0	m ²			
カラーガルバリウム鋼板横葺き アスファルトルーフィング敷き		162.0	m ²			
棟包み	カラーガルバリウム鋼板 t=0.4 木下地込み	21.3	m			
軒先唐草	カラーガルバリウム鋼板	57. 8	m			
荷揚げ運搬費		1.0	式			
小計						

名称	摘要	数量	単位	単 価	金額	備考
9. 金属						
ガイドレール	SUS製 W24 D25 L1820	14. 0	本			
小計						
10. 左官						
床コンクリート押へ	金ゴテ仕上げ	141.0	m²			
屋根スラブコンクリート押へ	直均し仕上げ	162. 0	m²			
屋根下地調整モルタル塗り	厚30	162.0	m [‡]			
小計						
11.塗装						
WP塗	木部B種	29. 6	m³			
小計						
12.外構						
砂利敷	再生砕石R-40 t=60	84. 7	m¹			
小計						